

讀史餘論

中

和書門類	一五二三一號	一六六函	三三架	三冊
------	--------	------	-----	----

內閣文庫			
和書類	一五二三一號	一六六函	三三架

內閣文庫		
番號	和	15231
冊數		3 (2)
函號	141	182

讀史餘論

二二三號

和書門類

共三本





上古迄自天子出奉

淺草文庫

中世以朱將帥の任世官世族とあり奉

源頼朝父子に代り奉

小條代々天下の權を司り奉

後醍醐帝中興御政勢に奉



一上右征伐自天子出奉

神 氏日向より起ぬい能葉の国と平け安藝の國と濱り
右備の國と濱りつるふ久傳の國と討平け叔備の山を

開き檀原を以て帝位に仰ぬいりしよりけり 十年をて 帝業成り

九世凡む百六十九年よりきは金華の國と上世氏淳に

して備原より自紀の被ふふあつとととやせ一版を

ありけしむ知るふ此弟十代崇神の十年九月不彦命 陸

氏津川別 東 右備津彦 西 丹波道主 丹 不彦命 陸

の西にいつかり敷とて又さるるの城いふと奉て討め

らるる是後世將軍の始也と申する事ありしは代徳將

軍なりし名跡をいふは次日本書記小志ありし

下は後代史仰らるる時國傳の詞と云ふなり

皇朝にいつく伊

在事記小志一申す將軍ありし事あり

今此文書

力ありしはそは年氏恒安をいふは代徳と云ふ事

て帝京と號せんとす城を國華及び十換新天皇

命して討平らるるも信皇これ叛信を信付

以後百十七年小て弟十代京の十二年能兼徳統

叛く帝みつゝはと信これ叛信ありしは日本氏と

孫これ叛信九十七年に徳統又叛くは日本氏と

して征せられりやそ討平らるる世孫いふこと後十

年夏東夷をいふ事ありしはつゝはと

討らるる小もやそいふ事東夷叛く後

半竹年小して徳統又叛く三つは叛く事あり弟十代

代仲哀の二年に皇后とたみつゝはと

とて代と云ふは九年にあつゝはと

二月能兼のつゝはと神功皇后を備臣の

祖賜別と云ふはと信皇と云ふは

威収をいふはと信皇と云ふは

やそと云ふはと信皇と云ふは

よむり孫のそと意神の生れ孫ひは十月生れ孫ひは期

のほいめをよみて青

孫葉の伴歌の歌して生れ孫ひは仲哀の節孫ひはやうまきた

うあは意神の生れ孫ひはもそのうやうの月ふとくしを

孫ひはあそ能は思食れらるやも子にいておらはませ

一鹿年飯忠意二人の王子軍記して好まて戦ひぬ

よ王子の軍利あてて二人あうらうはあられ孫ひぬ

これよそのち三韓をむむこれを討めらるる

代りあり

一後天子九代年四百廿二年と危うては二六代

の山村飛夷志とて教とて河原の河原田は比羅史をて

討められ小坂夷つる小坂ひ南信といふ國を討て

うふは後代よ百海大座のうあにあり同さうとてはこゝろて

を救孫ひんとて帝みけうと古佐國胡念のまに幸あり

て軍のよと謀りたひは小つあふひまにはあられ

初社氏東征はあひはよるまはは代の世代年は十二百

は又年うやと八國中は小島は代は孫ひはまのはやぬめはのあ

討められ子は例はをは孫ひは或はあはまは子はとはてはあ

討められその中神功はのはあは女はまは山はてはあ

ませはうとみは親はらはいは孫はをは孫はやはまはこはい

浦佐志の

海舟のふありはいはまはくはいは好は軍はては討はれはあはりは神功はのは史は代はの

りも海外の事にあつはいはまはくはいは親は征はあはひはあはまはいはいはにはあ

り我孫八國の大業あられは右ははは孫はをはまはくは信はまはい

しほりて見入る後代のとく世あるは軍に命して
これを行はらむやくまはあはれ

弟皇代天武天皇の兄天智の御所より大友天皇に背
て強ひて戦ひせ強ひてのよめつ身御討の例は用
る處より大友の御軍利ありて天武世よりまといえ
させ強ひて世小友のよめつに叛るを強ひてとく
に中侍りたすこく大友の天智の御所よりをうけつて
強ひて帝位にまゝあせり由事之が川の天智の御
強ひてやうとあせりまはつて強ひて世の中侍りた
信すこくや強ひてふれい天武の御軍にうらうとを

強ひて世を忘るるめよれくそその後にはつうて
百余年秘めててて玄孫祚徳の女まはつてつうて
させ強ひて天智の御後には孫光仁の世を忘るる強ひ
るま今に絶てを強ひ強ひて天の有道はくみくふは
ゆけしこもやまはる後代小及ひてあまはれをあら
くひまひて事のとくめあれい皇徳やまきて風俗をそ
小漢しここそやまはる

その後八十年を治して四十代天武天皇二十二年大宰
少貳最廣嗣及くむうて天恒安をうけ後帝
も此代日皇九百七十七年を治して入唐叛すつて千七

を邦内小動りまねし奉の如きなり

世小八守を連うみれ
を叛臣のなきにや信

かねてこれより子大信とねあつそひし軍勢をい
よつ孫教臣の例小八比等しゆくや信む

は時大野東人

を大將とて紀飯麻呂を嗣わたりて討平らるは

勳功小よりして二階を越て後三位をよみ小授くる

是將
軍を

命りられ又而を

崇りしれよめ後次 以後三十二の年を経て二十九代元仁室

飛六の年唐奥の夫物子孫守府お軍人伴駿河麻呂

て討りし功を崇りて勳三等を授られ十年小又そむさ

し時を後友京小思麻呂を討平らるは三位を授る

以後九年を経て桓武天皇七年唐奥夫叛く冬滋

紀古飯英を征東大將軍とて討れし後小利ありて

百三十九の九年又伴弟麻呂と征東大使とありれ坂上田村

小と副として討れし小田村九の功是よりりしは十年

小征夷大將軍といふはるるは十年小また唐奥夫と九

といひしは駿河小清人実と攻のかりし小田村九是と

打敗りしはるるは唐奥神京とといふはにきてしは

てはるるは唐奥黒平く東夷皇化小略よりしははるる

中もつししははるるははるるははるるははるるは

あはるるははるるははるるははるるははるるは

日平氏より東征の後六百二十年
東夷叛くといふはるるははるるは

二十三年とありしはるるははるるははるるははるるは

の所見平城をよき新姫葉子とせし見取系仲成小
 の初中せし小よりして所任と復しあふし道つるをい
 して近頃の事をいれ東西の事小治幸の事と時
 りれい帝大納言大納言と田村九小初して時
 かつしと一とあり小田村九清小よりして冬に文を
 綿菅と副将軍とありしやそし中一ありを
 て仲成といけり流刑小ありしと時一ありし
 てりり葉子とありしと葉と飲てうせしり小平平と取
 天威のち帝世とあり
 形ありの事と度あり
 小年の其文を綿菅と伝表お軍
 小ありしりかを陸奥の夷叛とやえ平と後綿
 磨後三位中納言の大納言ありしをかくしはまて世
 の此より小入をいしてその任小ありし人として撰れ出で
 将作の任小ありし平を功成ぬけい又今御相の任小
 了あり
右依英大納言の三位田村九大納言大將の三位
綿九位三位中納言小ありしりあり
 後世小あり
 文氏其職を言小せしれしとありしにありしより後
 王細細をよき柄長格をよせしれしより將作の任
 持小将御相の官よむれり人好く此の文氏其職世官
 世族とありしり朝廷の威目小をよる功長つ祿に馬
 の格をとりつる小大智たひ愛して古小ありしを
 する代といありし也

一中世以来将作の仕世友世族となりし事

十六代朱雀天皇二年三月平将门坂原纯友ら乱を

しり 嵯峨弘仁六年より帝より 将門は法皇孫也府に軍位在

下平良将の嫡子也 桓成の子苗承の子三子見三子 伊藤

坂原純友は家宰女武良姫の子なり 桓成の子苗承の子三子見三子 二人

とすめ徳小ありし時叡山の岡りてお幼しを記せしと

いふ事法よ将門信仁を武部御文 宇治の御子 平

公人とすりしころ平貞盛も来りて将門の門を出に

りて遂ふ 貞盛は 貞盛も今日所従をさせしころたに

憤りし也は将門の天下に出来を引出さしゆさめのこと

云正統記をいんる将門久しく執政思の家仕り使の

宣言とすし小未許かろ坂小東國に下りて反せしと

梅原の将門の事 将門誅害日記より大承安二年十月廿日常陸

大極國番を殺し 桓成の子 國中をわきて十九日冬田

孫倫宿小里を召留使と出し衣冠を與せしと

小よりて法皇と保をんとす二月十日平野國を以

降し入上野國司と追却しは日海自を以し

衣冠お授ふを以しこれより建都於下総國様徳

教石井卿並文成百官三年正月十一日詔東海東山河

内門二月八日冬三歳修理と兼右邊の皆有る文を

征夷大將軍と

以人進清將より一州を治る小察の馬を引よそをたよる萬と喰まてつて福也

刑部大輔忠節 忠文 右京亮友國幹大監物平清

基教位就國同經基の副將軍

經基氏統よりより將門友状と告るれより右

右京亮友國幹大監物平清 下總檢少掾平公連友孝

ととして討將門の經基討時羽織欲友元方為大將軍

元方討て曰大將軍不言一奉以上國之部莫不被用

い為拜大將軍志必信自信公息一人為副同是依止

是月一日中野押使友秀卿為法掾平

自奥盛木田子好云 三二二 戰於中野至及之十三日就將

門營將門逃為廣山焚之二十日大戰十辛將將門

中自奥盛木田子好云 九十九人 戰於中野至及之十三日就將

將門の首を討つて中野の地を統制

承平六年二月廿四日起去

於是征夷志將自中野

は時法見軍

二月九日秀卿從位下 元六 功回承傳子孫進兼仁

下野氏統為國守自盛從六位下右馬助經基從從

下兼大宰少貳討小野之友大信實於曰經白質九

條右京押捕回刑疑而質賞銀許して右府に依り

里て忠文の弟也

忠文亦征の目六十二軍村と大曆元年二月

純友逃討記小純友為海賊魁首南海山陽より右京

降開將門友而撥上道東西三京連未放火三月下旬

二年

備米子之奔下京純友使文元逃之其二百及孫氏

鬼系郡相我獲子之形身是奪之其妻子而下
國使於法蘭倫就友叙六位下純友冠讀以友國風
云敗奔法蘭倫二月暮云在府乃少小野好良
長官源經基為次官右邊尉友兼文章為判官
右邊尉志大統春實為典正到播磨等國遣
二官盤入賊地先是賊次將友恒利津干國風恒
利村御守擊賊敗之賊入吉寧府府云大奴虜
孫祐之奴古自陸汝文章去實自法汝五月賊
合博多陣去實祖中允髮渴源恒利幸乃棄
賊軍允秋系私名我官云焚賊私賊敗死志教首

人瀕死不知計純友京師和奔豫州越國使福是
保虜之純友死於獄中

按之存秀御負卷
純友將軍任之

之後元年一之條七任元年下野守平維衡平致
於東國之戰云汝其罪殺於之流源汝

維衡八負卷
官致於再

之後共年中一之後一條七元元年平忠常叛云
者ハ昔尔の孫云星王の六男村長太郎良元乃子

千景
八祖

是年平の肥後守云源成事友京時幸平乃月等

合戦云云其罪云云

將作之任
最輕

二月末末
時改之
代之

中京成道として東海志の多と登して川二年十一
月成道之功微墨二年二月安房有光紫井國の
墨是忠常とよめて也九月忠常と威熾して中
方亦之功微墨甲斐源頼信と坂田の多とついで
四年四月忠常海防杖業略記本近付使平重方と遊
之功空海源信頼下向任少し四可汗忠常と
望有初 按系圖重方
为上徳女 宇治指違小内國と頼信上野とに
てあり一時平忠方を川海の海と水と知く渡
四天騎とつり先陣とつり六百騎とつりこのを腹
小つちて渡りて渡りて六只三人知りつり
海と渡りて重方
を始とつり頼信

忠愼國系として名存と加とて文棟よとて小船小
舟平人のをもて近陣とて杖業略記小頼信海身未
とと交り英法國山縣郡忠常病死即とて献
平京師二月十日入徳已陣とつり首還賜從類
其後七年して山統の仇あり後朱雀長曆三年
山統杉舟小舟状として明とつり智徳の川流也 此年重方
と美奈河とつり
慈光の流とあり次彦とつり信とつり信とつり
の流ありとつり小舟とつりといとつり小舟とつり
大勢頼舟の敵小舟り敵訴してつり頼舟とつり頼舟と
つり平重方とつりして御承とつり山統とつり戦ひ死傷の多

多一元山院のちしめし

その後十年して安信頼時が奉起る関白頼通が治平
元年院と建るの年後冷泉永承六年頼時叛より
六朝の月始の是れ頼通
右頼時孫石良の子 法皇が友承登任をうらてあふ
らる頼通と兼徳守府將軍としてうらてあふらる頼通
は長元の方父頼通子信子信子としてうらてあふらる
小條院の別宮代とあり院の信頼小志とあり頼通と
わて頼通とてまをひ上野守平西守とてお念の事を
てむこととして別友代の方小よるまてお換りあり坂東
の士大半乃門官上流数年の後代撰より直なり
東國皇
屬臣氏

表版頼信
頼我父也

頼我到任俄有敕令頼時降頼我に預り且頼

時又叛

頼時の子貞任飛とて
やうらる山よりてあり

今年新日徳國朝の禱吏

主に頼我遠征の事而國内亂饑糧食不給大を
散る小集官軍不利天長六年九月頼時中流矢死
康平六年春頼我に孫孫之を澄経之を為國守揚
鞭て未之義由は是に國内は未可指揮也朝臣紛
信より頼我屢求を頼我則秋七月氏則率子弟百
餘人來八月十七日瀧山松柵九月有兵貞任戦平野井
那大敗之七日破衣河実坂大麻生野原京二柵十日鹿香
酒柵又破野原比守等二柵十日圍厨川姫之柵十七日頼

我横柵貞仁出戦忌虜而死（成） 貞任（弟）主任

と子千世子子と所家二年と平と也時小親我六十八年

永保二年十月十八日と年と

年二月十日此貞任経清主任首三級於京師廿六日

於我正位下伊藤と我家正位下出羽と我細在り

耐清系 氏則從下結守府將軍此首使志友

李俊右と元物部長於陸奥大目

と好在年と後三年の事起りれりこと白河院

永保元年二月貞福との傍多氏奉のぬといさひ

て信らとれりい流佐等とやとやると二月三日と心

と不和とて合戦とと患くやると三月より貞子

起り奥に於て清系と貞とふものあり故終る府將軍

氏則の孫と荒川を所氏貞の子也貞富との志と

分の跡とて一族あり所従とありと出羽國の任人若

者秀氏恨る事ありて軍起る同二年源我家陸奥

にありれ俄小下向ととあは清の家貞兄弟秀氏

小とてけり小と後貞の家貞とみとて我家小と

むと清の家貞に屬してけり

按らる小後三年の記小清の家貞主任を更経清の子

也経清諸と作のちと妻貞貞小とてて家貞

とと妻とれは清の家貞と家貞といふ父同母兄弟也と

云々、備と家備といふ父兄弟を以て二人とすは、備
といふ父兄弟を以ては、備と家備といふ二人とすは、備
ありや、これに氏別、氏貞の子を以てすは、氏貞
といふ氏備の家備といふこと、いふに、備と家備といふ
一、彼に永保三年の事述ぶ記して中、七年
の事、脱して寛治六年より、備と家備といふ事、
ては、軍の事、は、備と家備といふ事、
後三年、合戦、備に仁也、父、同母の弟、永保
備と家備といふ事、也、いふに、永保三年の事、
備と家備といふ事、は、備と家備といふ事、

國宣は、いささ、一、軍起り、一、也

かくて寛治六年九月、我家、教、務と、を、い、は、合、澤
の、備、と、家、備、と、す、は、備、と、家、備、と、い、は、
頭と、い、は、國、備、と、す、は、氏、備、家、備、の、謀、及、た、し、貞、任、家、任
と、い、は、私、の、力、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、
追討の、官、符、と、い、は、首、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、
款、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、
符、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、
一、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、
時、永、義、家、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、
一、後、十、六、年、と、い、は、源、義、親、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、
一、後、十、六、年、と、い、は、源、義、親、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、

按、は、小、永、保、二、年、より、寛、治、六、年、と、い、は、十、年、と、い、は、
時、永、義、家、の、事、と、い、は、一、年、の、事、と、い、は、

系図より康和二年匡房卿所小なるまで流罪 二年九月

康和二年六月に早してゆ京

大宰権帥 此事は小糸對する我親

さし我親流罪の以多し匡房卿中の事也

康和六年十二月廿八日依實濟之所配流源後國統

不越配所經也出雲國敷宮為玉目代 家保 依以奉

以下追討之宜有承承二年正月廿日江津同九月

東之右樹樹 按此の院承和二年七月に當り承承二年の事也 我親

うし承承の二月七日我家の二男右左衛門權佐我忠を

叔父我光のしゐにしやする麻呂三郎といふ者して

ころやし之れを我親乃りしとありとすして我忠を

いり迎はし甲斐又しよしり。我親の男為我院宣を

わうむり 為我編孫して我家より我親の追討し 附し承承の

為我の叔父とてあつともあつと也 保元物語

い詰我親降りしに依後流する一説は承承八月十八日

我が承承六十七年 是年我親其子三之孫

雅を承承記し我家の御重又し我七代の孫よりれ

加りて天下と九しとみるし生とのを按はるに

中世よりは將作乃今と承承して功と奏しぬれ

之物賞は限るよむるしは所相の位をよつては

大野東へ藤原顯とらち大伴連の實友を承

小豆丸飯上田村九文金綿實ふり東夷子河

於しよ也大承承の度よ是後右邊の智忠文

申海より重きなりと云ふに在り初賞より一や
吾の胡敵ありと云ふ時考ふ貞忠の功と賞を
うけし事と聞かば位又位あるべしと云ふ
これハ将帥の命とありて討ちしふあり
況や又よむ秋よりふと後の事あるか
賞も程ある次の賞より一ハ聞かば又小徳守
軍小ありれ切回さく有りも國の守と云ふ
うれし徳基の門徒友なりは東西の軍事小
一ハ徳信の代々年を授けて平らるる忠常と
目ありしはして攻降し我に二年を平らるる
東事

あるは白刃して遂に功を奏し我家二十年
を経て氏側家側と一はしるる事小は人
位は果しよと云ふは昇殿と云ふ事と云ふ
その面圓とありつ種は指國の家は同候して其
承継は自をあるは徳基は清和二世の事
其子孫王家と云ふ事と云ふは徳信の事
列はかりぬとも他家の比例はありし事
我家は氏側家側と平けし時信符を授けし事
一はしるる事と云ふは我の歌より一はしるる事
是は事しるる事と云ふは我の戦國小は

玉と潤帯や一むら奉十奉よとよふかたそ
飛刑とまのれふるすて小と飛よあつす
ふれと功あとならるる一とふの奉ふつさて
我家の完とふく合まのる其友あつとふ
うは世天下ととも一とむらひをうけしふ
る一和家とともむらひをうけしふの謂あ
はつと一當時の事勢よよむておひひ
一當時天下の権久一権柄の家よあつと
さうとひて秋後よあつと一とあつとあつと
とつと二世のち新和の権とつとつと
て是利友つたひつとつとつとつとつと
とあつとつとつとつとつとつとつと
つとつとつとつとつとつとつとつと
りつとつとつとつとつとつとつと
自亂也天皇のやとつとつとつとつと
又按つとつと正統記よ名羽院の御代つとつと
氏士の源平のやとつとつとつとつとつと
割符つとありと源平久く氏とつとつとつと
つと事あるとつとつとつとつとつとつと
つとつとつとつとつとつとつとつと

多くありしを以て割符いりしを以て
 源氏家をとる事經基子始りて平氏氏
 をとりし事い貞盛小始りて大業又の乱の
 時小始りしものち平氏又源氏の長あはれ源氏
 作てしををうたる源氏又源氏の長あはれ源氏
 事い平氏又源氏を討る源氏又源氏の長あはれ源氏
 平氏の仇敵あはれしを以て其の討つ世襲
 の思ひとあせりし事い保元平治のみくはれ源
 氏平氏権勢を悉くし源氏その功を悉く
 しりし事い其の中平治の事い源氏

事いを以てし初に信賴我父子忠順をうち
 するまはれし事い源氏家源氏の二代貞盛以後の事
 在時年を以てし事い小倉子い自らその後
 代の思ひをもちし事い其の多し源氏つわん大
 下の権をとりし事い其の多し源氏つわん大
 事い其の事い其の事い其の事い其の事い
 みくはれし事い其の事い其の事い其の事い
 の人子源氏の権を以てし事い其の事い其の事い
 小倉子源氏備し又い其の事い其の事い其の事い
 うおとらし事い其の事い其の事い其の事い

千人粟柄の赤米り取小入んとす初使をつつとす
を不月為我とせざる其の大元故られてゆらき物
賞小左邊の射小あす

按する小白河法皇朕が公小加るにぬいぬ六の寮山
法仲と伝ふれりといふ也は此の山傳の事とあり
三井奥福の傳説あるもよその名葉を初り
て羽威を畏れやうとす人々そのの始後朱雀也
曆三年の春山流小園白粒舟を恨て乞起せり
に始はるれにす桃柄槍を恐るる皇威はて
よ妻下りよわたりたの傳説を乞とくよ事

はと別々七國の王統ありてあり也志さるふかくみり
るもよその傳説を乞とく世を礼とす
て八保元より後よの傳説の名を継りて征伐の事と
けりたんとす
保元の時小上皇南院の流傳を傳へ給ひ治承の時小
上皇の三井の傳とすのの後白河山傳と稱して
安仲と討たんとす後醍醐天皇と
出と称し傳ひしものなりと後徳仁の初後山傳と

いふよ及びは法皇一向の流る野根東の傳もあす
はれの名威とふふ又をくして一向の流加賀の富
樫原を平らゆ一織田原の名威登るふつらふふ
とくくもかき給ひ流るはけ人の代は敵山の

去意をきき根来のちをききおろけりて教百
年の禍を除けりいむと功大ありといふ一々
一向の二宗今小具禍根絶ぬともんは後世又國の
憂をもあしん力いけし川のそそのおあり

その後十三年して崇徳天皇四年三月山陽南海城起
備前守平右衛門小院宣をとりておをさう川右盛
貞盛

う孫正盛その後七年して保元の乱おあり
その後二年と魚とて平治の乱ありう孫正盛
その後七年して

も念々の事ありて天下がそれより六年を経て
平家なるひりう孫正盛
念々の事ありて念治元年平家
二一ハ後を相文治元年

按じると天喜三年将門純友小乱起りしより文治

元年の春平家てひりして二百四十五年のる

去草初くと凡指武友あり神代即位のしより

朱雀院天喜元年より二十五年二十五年のるは

去草の事終りすは及天のち小蹴く時より

世小するとありしよりと備を行らうか

一源頼朝父子三代の事

頼朝二十五年より二十五年治承四年八月起て戦ふ利奔

房別九月上総入中統十月暦氏列入鎌倉二年九月

去越是押心と大場系親戦敗るを到駿河実偽

時平軍漢る苗民田方一併信我中駿列安田三所我
定守遠州而是鎌倉十一月依竹冠者考我將十二月
是鎌倉新勇出仕約二百士人安徳出和元年同
二月信我其死計月之制率一十條騎東征於朝
叔父志回三所我敗十二月約家平率尾卷去其年
我軍保川放績八月伊勢書信綱上總外乃信敏を
貞保東征也去於九月約朝朝卷三浦若西討是利
之所後細竹一十月維我東征十一月約朝朝卷是利
我兼九所我信七肥二所實平七全三所宗卷是利
田小方一併我信平軍於系列依一平考我去

維我地以只之所之朝旦以家平尾卷我支平軍敗
東軍不費二年二月約朝朝我仲不年七月平氏西
奔源我仲入京十一月約朝朝我上總外廣常是年
冬是信我信我仲後也利元曆元年正月
我仲敗死二月七日長城臨十八日命京守護安平系
時實平是使守播英備中後五列三月百下下交
於慈西九國何人九日宣言にいりく我士不征賊も事
上七之糧藉あり我朝子細を訪て言ふは一と
八月板垣三所兼信七肥實平不西海小むして付
平氏四月我我之六月信我三所我朝朝不征我

經仁友二月戊種下向して謝終以年三月系時在浦終七七月

友之と云々盛衰記

於於卷之上皇以初戊種西征八月戊種在瀋川少尉檢非

遠使賞一官の功於於不悅罷免種々西征の事於於

於於及鎌倉九月戊種從五位下十月院内昇殿文

治元二月戊種西征在瀋三月官於於使大給事久之種

通友七國平定上洛武士種藉九月平氏亡四月十

二官於於命於於在九月河津没友於於倣戊種是於於

從二位下日冥東山家人不蒙同奉持清司下司志

在三人收束於於之案斬罪之方任又と京師小巻

在九月因代信綱之使して於種自之文成を企て侍小

私の恩を施するのふ處之向後於於志あり志ありて

在戊種と相觸して三月七日於種使飛井上原秋

哲文十有於種以平因府到河勾彈小束して近し

於種とは鎌倉念入は六月九日附於種是因府誅平

白河條京八月久之種因平常院種の文部悲西十六日

於種何侍跡与上常院既別之因持初清京作九月

梶原系季とつる一備系男司の家と謀て下

と於種も命して十月使古伝房就於種北有條小

山朝政結城朝定五十餘人於京北九日於於西征十一

月三日於種の家を京北日京入京八日於於京師

廿六日時政入徳廿八日時政請詔守護地以不備檢門
惣家在公可充名糧米廿九日初許亦自新穀定
驛六日兼定狀請地以獄廿日初許是年西海
廿六日日官主を撰ときて分監して一心二年
三月日使新穀内惣進補使兼地以
以時知仍の國をお授
氏藏傳是總以上總
任後越後等兼
木九州

梅さらる小新穀の初を入来氏茂仲以家亦と致のる
小東國をうちをる之を後鶴并の學を兼して其
水逆と流のすてちめよらうちをるうて一心
と初定小中一請ふて奥の秀剛と奥村をと

押付ちやうとあらむと思ひりしや規の小茂經
小新家のも起りししよりて廣えう兼と用ひて守
護地以獄を受てて天中以保を握中亦しる
丁又新穀改めりしめ小江原元若康依康後兼
外の儒士として改めの由法人ともしりし元元を受て
心統記小人を撰み目られし具小河内住行として傳の
田一られ小号効あるをと兼又摺條の期は新表しれし
夕一られ小号効あるをと兼又摺條の期は新表しれし
ふ次小月ひらりしと也實証によりあらしは一條の
ふ才賢なる小種姓を拘らし將およぶ者人もあらし

實弘の采人を探ねたる世の末よみしりつゝさ
るをいせしめらるるやありけむ七ヶ國の文牒を
て合括して公文といふと初ねはるる誤り候す
ありしにこれ探家國家をいふあまの諸弟とのみ
ちりては實弘の申すぬ端ありと上言は及らざるを
恨む族もあまの昔の申すに及らぬみしれぬ
諸弟とのみちりては理也いふ但ちも實弘徳も
あまの申すに及らぬ人々の儀ありと申すに
実弘の今も申すに北の義代より申すに
る次は功田といふ者、功のふ小をて大上申すの
功を下して功をあつち探ひしことを教給さむ
世にきくは其申すに或は世は徳の孫子よば
るるありと申すに大上を治るといふは國形も
ちりてはもつちもねふ給の地と云はれり
ありしに小の國守あり、類は候あり、一國の
國令の下にて治め、友は法よそじく、民はく
司の行禮を考て、賞罰あり、一國の
よしてはいやは、そのり、其の中は法院、徳
あり、親小大信又かくの、
と、及、爵を、給りて、その、正、候を、う、る、は、り、中、て、國、

彌補主之或國司候家為私某志定補之其在國
又令遠宵女之主令の時志改替之而本家零落
別儀為彼家人知候に被入役官早仍施某恩に
候に 其後物々交々度法至平均に言を以具
恩に貞永式目第三條小 貞永神社
貞永公事 志右大將家以時
不弘定至者之番催促謀叛教官人亦事也而至今
年分補代友控教令元謀公の於庶保北國司而妨
國勢北地及負地利不候に今志公之也其又中
下司庶友心下候に志右大將家對押國司候家不知
云 如氏 志右大將と勅と護不候に中候障令一切不
云

加賀子任大將承出時例大番役再謀叛教官候外で
停止守護の由治若山守武目由交自候事ハ被改
不常職で補補使候也也 以下三條皆守護人の
志右と禁ちし由なり 文治九年
同月晦日我孫自教九月三日恭働を死建久九年十月
上治四年八月教在教六月二月上治九年十月唐島
七傳門院西治元年四月十日卒 以下三條皆治四年より二十
年文治元年の事也
正統紀より白河名羽の法代に以り故及の如き
是より御妻後白河の時志草起て世信世を以る
天下の民強塗炭よとち由り於教一臂を揮て其志
を承けしり王室ハ心より歸りてありしと

九重の塵をたふしより萬民の肩を休りぬ上平塔を
安しよより西よりと徳を賜やり又云ん保元平治
よりけふの世のみよりふりふりよに頼朝といふ人け
茶村といふれなりまきく日本國の人民いふありまき
梅よりくに正統記のしるふ孔子管仲仁をゆか
強ひて我を之く頼朝のまき軍起りしる王を
勤め民を救はむといふよふありは平氏の罪惡其
為天下の真敵ありそひ起りしるありて高
村邊は信よと塵をいふりし初をを起せし
より我仲を頼朝に及びて数年よりしよと跡を

奪りて西むしる龍を同一ありしとみえは加川
ハ普天の下平治の漢誰か王治ありはいつちり
王とよありしより頼朝のお威やし雨をいとわきて
信よし雨押れ誰りはよして誰りはありしそや
我仲をいふちしとたまふしと累年の日よあひ平
氏を亡せしりたぬくよの威権し時はあひその
作名はふ小似てし功をぬるも建るよは似しそ
平氏起を燕し時はよ謀のしよ一院をよ同し
西幸はしよしよ我仲頼朝と軍起りしよふし
と謀のしよ一院をとりしよしよ西海は都さる頼朝

の起るいふいふあるを必し其伸をさうちいらるる様
を平氏をう川一院希有よしとて於て残りあを
ぬい平氏は文を於そのしとてさふせしハ沙裳濯
川の流れをとりしとてあふまるといふ事あるハ
統てそののいさうひるるとして名に於て於てふみつ
くこと動言ふはのり於家を滑り割りまひま
ぬ小太の功を振めりしやいふ事、但し世の於て於て
識する人さふし解別惣進補使と残り守護地ハ
徹を補せしはしとてを中よはたし時ありて天
下の於て平氏は先亡の存於於てよみちて是

よかふりよ又我流の家的事ありしとて代はち後地
からとまゝのありしとて天下の於て止時をうけ
於て初よはしをを奏清けしあて王家の威を
よめしつゝの格をさふしよはあはし
けい貞永の式目を行ふふその始は尚村の守護
地及び耕しむるふあて國司於家の格をさふ
しつゝいふと数條をのまはし事よよりて於て
の威目、小表、氏家の格まじく、熾よかりしは是
を法の後、辨しし也、於て初言ふ、あはし初
新格しては、ぬれし事、さあつあ、東國士民の心を

つて去威目し小つらつたに天下つあふこも良功小服
せしるこも祖史の修烈のこもあふこも自ら英雄
の資ありてこも人を治てこも事をこもつけこも海
時の策もたてい廣元若信亦功完多かり世の人
のこもこも良功をのこも知てこも功の成るこも以を
あふこもねとまこもその人抱て強忍の性ありて精
疑の公ふくこも子孫を保むこもを謀りこもめに親
しこも兄弟一族を多く教しこも妻室を傷てこも
孤を庇しつあふこもねうこもあふこも後を滅されこも天
の報應あやまらばこも抑又こも何れも後々の

也 梅子の小松信親多種ハ身也廣元ハ叔父也及ハ家の子
先家ハ信長子之長孫の子ハ姪也及ハ仲の子多クハ信子よ
て又ハ也
をこも八念

親家八葉して家をつこも時ハ正五位下右近衛少将
波指あしり家つこも一時轉任左近衛中将同二年正月
從五位上十月從三位左衛門督建仁二年八月從二位下
叙一休大將軍時ハ正位之
家つこも四年ハ同三年職をわつり
て燕飾之の明年文久元年七月卒ハ
三治世終ハ六年
初親親の代小條時政多時并廣元若信親能 三浦
流八回知家和國茂登比企能貞友九郎入左連西是之
左邊の尉登元梶原宗時民部左大臣政宗禮合して

成敗をせりり婦源頼朝頼朝夫らぬ一年の同月頼朝梶原

系時右系を仲業源より身代りて改宗よ去りては小笠原

源を所比企三郎同孫河原中野六郎小笠原頼朝孫念

中頼惟被頼籍甲乙人敢ふおと敵討若於方遠犯

聞し事志為罪料惟一更治を文名し方不觸也

村屋し住り彼五人の介北別信志遠人懐ふと五系原

市希く源東七月十二日河國より飛御来りて室平

河原重彦といふもの法籍の盗人を作りて流次往來の

人を好むとてとて十六日小笠原連孫九郎系登り

てこのを遊討せし源成之日以後是の事をせり

解はふい去妻の比系より英女を招くも河原の時を

も慈ふる友ありてとれども彼國に父の事行の由を於

道れくして打ち別七日の夜ふけ月半一以中野六郎

頼登りて系登りて安ととりて小笠原源右衛門家小

笠原をいふと世八月十八日系登りて廣小笠原

てゆきりて志しする中を中系成を彼女のいふりて

恨中身を誘はる志ありて小笠原源右衛門和国三郎

比企三郎中野六郎細野河原小笠原頼朝を謀る

吹子及て小笠原源をよして友九郎入る事西月身縄の

家より不豫念中の士を先をあるそふ二位の尼女を長
定よりそそふ友出立席の光をば使として大なるおひ
ふとねく姫君又早世一悲歎一人はあはるる小戦をこ
のしゆふるれ世の源也就中系盛ハ頼朝傳は情み
あひしむれあはるる罪科あはるるは我子くはるる
一しそ友を尋問してしそちゆりて定て後悔あるし
うと一頼朝をさうしそくんは我まつしそ心茶ようし
一しありしそ志少くををさうめらるる豫念のの路初人
是をさるる怖るるしそりのあはるる廣えいそくかふる事先
疑ふしゆしあはるる次を羽院の所究しそ徳園女所ハ源仲

宗り妻ありとめしゆてのちに仲宗と隠岐國よは流され
しそは日七位友を定と定と違ふありて野をあるし
よし一の起情文を系盛よまつしそそそてゆりあひし
と頼朝よ弟とらあはるるつらに浦内の子をけしそ改を
よして民の愁を知らぬは妙色をこのみて人の情を
顧しゆは正仕しそそ忠實才ふあはるるゆりて多く邪佞
の事也いに況や源氏の人の放廢の所一族小條ハ我親戚
也とれ頼朝頼朝そ忠情を施し座友小指とあひしと就
小彼人よ優賞好く刑皆実名をよひぬハ各恨宗
しそはそそ時一ありゆりしそゆよしそ一罰三志せしめゆふ

つとて一坊々本二部を講入乃山使より十月廿日結城
七部朝光西下侍りて後妻の言ありて朝光の
め小人別一石返の言傳ををめ忠信二志は事下とす
我ハ友友の存忠と慕ふ也うせ給ひし時西邊云の
ありしハ出家や後悔阿はあは日ハ今世と見え
るに序張をいじしとていひさけ久朝朝の近侍を
双也しといふ懐舊を感してて人海をかうりり
京村の別光うりせしをいひてくるよりし彼の局
といふ世房世七目と志くせし久朝朝光親村を許りゆ
てかくといふ友村我をせし西末を招くおかり在合は大

各六十人病是の也府より集り京村う年次の積悪を
解ふる状かす世味の本改変ありしと哲ふ朝光を見小
山久房宗政七性名をハ載りれと加判よ及はは廣元小
船てしむしむと我を友村のちむしふ十月十日我を
廣元といふと披張をりしを怒りしハ十月廣元こ
ねをこふしとやうて京村よりてて是非を謀る
しとありしハ十月子力と親友を具してお別三又
よ木向一三房を講入京我よりりしとす十月九日ハ京村孫
念十坊の十日京村孫念を逃出されしと家を破却せし
るぬはハ正治二年正月十九日の夜京村孫十三又と出川

い言城郭を揮
いら蒸り也

のむ昔まの時に里後河國法見実よりこの
りの的射てゆきむとやいゆきあひ怪しとんくは
村うけてせよ系小次所子友八所三次小次所飯田六所小次
くく系時根詰りて近し合せて戦ふ飯田六所討る者香
小次所治に次所和越二所矢次小次所地知りて梶原高
去清尉系茂にと致してまようくく八所系國七所系亦
八所系別九所系連亦致く小致ふ為國の山家入地集り
飯見才四所討れぬ系時并系系に平次乃の尉系に
くくらの止に引て戦いくくくく後死骸ありて
首を切りて世百よ山中へ首をさしりて三十三人

のしめ討せきんいあまうは統れともち第の勝負
を決するも邦國の恥を招く小似しりといひし
你謀をこゑありといふくくく廣元十日をさるまてこ
事と披露きりい思慮あるまはゆきくく
く今ゆきくく状よるまて罷きくはこれらの評を
むとゆる危くはきあんよ於ては國家家當人の
禍も堪らるくく彼亦思のおこらむをまぢり系
時して謝きくく思ひくくく事よて
小かくのくく危怒當るくく改柁柄の上り
くくあてくくを決る系時西奔の目小むりて思

をさすに故を構ふるに志り給はるるや、此處の山を
橋の上より下ちうけて火攻りけんよ子細ありといふ小山
左馬廐の才五郎宗政の年未だ國家の良才宗政の
ありと自惚ちしとて度宗村威をそめて許收別
形をかたねきと名をあらうり、ねをねし向後
散をかうりといひ

梅より小京村の終宿と罷死ありたりとて
かぶる小反謀とてよるをや大なるねを許し
其側の息を押しよるものいふあると小ありは
我村も横悪定て羽林小海も一世人なる

小あしはやとて命をさうあつとむいし時よ
こねを誅ちはんといふよをよる

正治三年元年也九月十八日太の概因を定めて毎日張書

一、ららる一番少室系は宗二番中野五郎三番比企五郎四月

世首の鞠の合ありて人々多く見澄よ作りは時形は家保
蹴鞠を好む

こ中よいさるち宗泰時むそふ中野五郎能成より
りて蹴鞠に出云の藝也に堂院の條庶幾はる也と
あつと八月の大風よ流るるのまの頭佐國吉胤僅を
いしれよ一より叙遊のまをあらうとて記内不系を
去北白の夏吳上のつ杯のみあらは北白は二月のむ

又今更なるはるるを司天ホトゆらまき意愛かゝる
んハゆるる遊も及むを美実服也の人也との次を
かいて誅やまといふるあやといひよ耳のまゝあ
りしとて言ふは世に十月二日の世に法眼いそり
よ恭時許よ来りて言ふ能くはゆるりつふとよ
所種よまきし小父社をすしを風練やといふの條に
来るよといふのより怪よ形勢よあつたをいふは
来る方と稱して志いふに國あつたをいふ他人
の上をいふ小の来り又あつたをいふは一日の
り也といふ恭時今風練をすしよあつたをいふ
よ

示いふるをわの今お借りし斗也罷よまよとんい
國よよとつた位を事ありては曉る條よ中向はし
て今の昔小枕ていふはあつたに非るのをを秘
く存せよと旅具^甚をめし早してんきとれよ
換^てん^を建仁二年六月廿三日の尼師^はよ入る^に翰舎
目^の事^也しつと^に京^等上^のの^藝を^見ん^はい^てり
う^なと^つて^りと^るを^て上^不送^恨の^事小^いひ
よやうてつてりり清水に燭をねりりふを^改判^友知^康
来^りつ^たり^しを^解て^る水^を取^入る^を信^せ
里^申の^時に^翰始^り貞^三百^六十^一と^て吹^つつ^て事^記

此の
文は
...

時連ハ其時ノ身
時房也大佛ノ祖
頼家ノ外曾多
依理ヲ更ニ抄守

水の去の酒下よして初杯あり其女微妙めりて其曲
あり如康鼓の及み惟よ酒下よして如康禊子とありて
酒を小條六所時連は初む如康酒下めり小條六所
ハ其後といひを邊といひ板群といひ川下といふ小実名
ハも亦り下者也時連の連の字ハ後をつつぬくの及れ
其之ハ歌仙たけハも苦弱を思ひぬふらぬく其之ハ
らけといひ六頼家とやく名改めよと信らぬいぬりぬ
そ中らたは百二位尼はぬふりぬいぬらぬの儀自ある
子似ぬとと如康うあるゆい志心奇怪也伊与者其仲法
依と度とせめらぬて所相雲宮私辱よをよらぬ一奉

其源ハ如康ハ凶害に起り又我種船名ノ同意して其本を
禊たり先人神ノ懐りぬいて其宿遊放やると其世を養
一ぬいといふる小彼先世を忘れぬ眼邊をゆらぬらぬ
七番の如康志小そむらりてむらうらぬ三年正月二日若
一幡反其志小を幣ありて神も三疋を引ぬ神樂を
引ぬといふ神出女子かまぬいて今年の中一実小ぬ
其一若者家智をつくくくはな上ノ樹其根よて
に植る人小ぬをさくぬいて志も七梢をくのみらぬとの
一実小は年六月伊豆の奥村小和留平右流名を伊東
ノ勝の洞よぬらぬより富士の精くくして仁田伊原忠

入乃き、系仁田、河右常依、あり、在、拓社、系、り、する
を、乞、う、て、お、れ、く、小、向、い、能、負、謀、叛、や、り、し、目、の、を、謀
し、お、じ、今、討、ち、し、る、し、と、い、ふ、違、系、名、を、起、し、め、お、小
及、い、山、系、よ、め、り、て、討、ち、ん、よ、彼、を、悔、何、り、あ、つ、む、し、
い、ふ、家、よ、ゆ、り、て、又、廣、元、を、招、く、廣、元、思、意、の、来、り、め、り、
し、く、し、ゆ、む、ふ、家、人、お、多、く、供、せん、と、し、を、思、ふ、ふ、あり、
と、て、追、つ、つ、め、ま、て、版、圖、源、を、宗、と、し、う、り、と、ま、さ、し、し、
次、う、て、乞、う、に、宗、と、し、い、い、し、世、の、あり、し、ゆ、め、し、し、
怖、畏、さ、し、し、ま、ま、ま、ら、し、輕、ら、し、て、小、政、せ、し、れ、し、統、ふ、ふ、果
を、招、く、る、り、お、れ、は、若、ふ、思、の、事、あ、ん、ん、小、政、ま、り、我、を

宗、と、し、し、と、て、名、號、よ、む、方、時、改、討、向、し、て、や、久、く、い、は、る、宗
長、廣、元、の、後、は、候、し、て、産、を、さ、し、し、し、年、時、を、か、り、小、廣、元
退、出、し、時、改、某、所、の、條、を、修、某、ま、し、し、と、て、宗、と、稱、呼、さ、る、所
と、是、尼、湯、某、七、緒、縁、の、め、い、ぬ、ふ、し、し、と、時、四、時、改、子、某
家、り、て、能、負、う、許、し、お、宿、願、よ、り、り、て、併、條、修、某、の、條
あり、来、り、孫、ふ、し、し、し、し、つ、あ、て、小、雜、事、を、談、し、し、し、
し、
息、親、族、謀、て、左、不、作、く、何、向、ふ、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
子、所、不、お、物、見、し、し、せ、て、ま、ま、さ、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
奉、由、め、く、統、ふ、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
時、改、甲、胃、し、中、野、河、原、市

亦のち護衛を収めせらるる國有杉家の病ありて心
よくて若君能自亦が事を明てて憤り堪はり時改
を誅せしむる和國長盛仁田忠孝は信じて極力次
親家忠使しり多盛徳く思慮して彼書書を時改
よ見せしむる時改やその使をさしつる友小次郎の光
して切れたる杉家のいよて居すのぬりおあひ
好り一日の晩つる時改仁田を名越の鍛冶あて能
貞進討の當をけりねんとて忠孝うまうし後日
くねしつる杉家と舎人の言ややみてる引
てゆかり舎才又所六所お忠孝時改進討の信を

取りしつる杉家してよして小討れよりさし思ひて多時
う許よをしつる長時ハ三位友よありて家よあつた
家人おふを死戦ひしつるに六所おあつたぬお忠孝
あつた入て火をともあつしつるおをうて家人お忠
あつたお忠孝の忠孝をわけてお忠孝は忠孝を途中
してつるしつる今い命をすしつるしつるおあつたお
よ小次郎おあつたおあつたおあつたおあつたおあつた
尼のそつるしつるしつるしつるしつるしつるしつるしつる
杉家を伊豆の國修禪ちり下向しつる

拙るる小比企別友あつたしつる志く皆時改の御保

る一时政をうへんよりはるるに名越より
ありしゆは父よと名保ありのよあはれは
家の名もゆきて时政を討はんともしを得
してはるる一时政うへんに判友討はんのふか
る事と金をとる一やとてする事ありは内
に儀ありし親家いしてとるを中とて
は时政親家の怒りあひては罪をたがふ
てうちになりかくて親家をい欺くは世の人
を欺くはうとておはかく披露せしを
よ記して小條の地をあらし文辭也とて親家

の憤り程甚しうも一六世はおはるる
おはれおはれぬしと思ひしは二位の尼は
今も又廣えとお識りしは鎌倉中よを
んと扱ふはゆとやとあといひて伊豆の國
つらふふを殺し世は病中て夫ら
披露せしとおのつらとて多し人あり
しは彼子息も恨をかくしは理也时政は
の江や一ゆはるるむとては親家の北
志はるるを度して実朝して家つら
の社稷美威の信るといふゆのよと
あはれ

偏して頼家の病れ危きのみをやは頼家も
例も多うるゆゑなれど実頼してそのあつをえりて
一幡をひきて実頼のよつとて言ふも一幡を禍
けりてあつはあつし時改は後又実頼をもうしん
と謀るゑと引合てそ他謀のやとてうりておぬ
はてやる禍の胎はもと頼家親しとて一族を精
に能てむしりてふと妻の業をとりのみとせり
よふゆゑかきいふゆゑは右平人の頼りい子をうて
ほして縁をうしりてうりていふと頼家父子
先くちてうや頼家のちよとてうりて一幡をた

てよつとてすしとていふもや偏して頼家正嫡とて世を
治るゑとみ奉りて子そのあつをばくしと奉りて小
おつて正しとていふとていふは時改外祖の権
勢ある事奉久しく能負おれは比量すうと
よふと一幡して家法をうしむは中世の人
の精鋭をこりて家やほかるとして頼家の親戚の
時改とてよその後事を託せりてうりて世の傍
頼りて人ありあつとていふは古の禮のよとていふは
ぬと又國をうりていふはかるみたるあり偏と
や実頼のよとていふはあつとていふは能負いしてうり

と云ふも取りをくしと事あるはやかるは法の

と云ふは法を奉いともあつたりやう世ふしひはるる

のありしうとておをを利ゆる人あつたりしや

のありしうとておをを利ゆる人あつたりしや

時実朝もてま七の末ありとも又捕まはれぬ高山の事

小後を祀りしは東澄の末代死の事なり

実朝は頼朝の第二子建仁三年九月為関東長者叙

後仁治元年十月右近衛元久元年正月

月従六位上三月右近衛少将同三年叙正六位下兼加

賀茂任右近衛権中右建永元年二月従四位下永元

元年正月従四位上同二年三月正四位下三年四月

従三位建暦元年正月正三位兼美濃権守二年 月

右近衛中納言三年正月権大納言三月右近衛大納言

同右位上二月右近衛永元元年正月右近衛右衛門

頼朝伊豆國より出て二位元実朝より文して出揚

位は位は日來近衛をとりかたを承りしをゆゑ

一又安達右衛門尉京極を中法して初世友をかくし

一と申すは承安の條に統くつらうとて上は後書を

海やうとてしはしは使ハ三浦義村たり義村ゆりし承

て彼国居の所をつふしし中やうの二位友叙をひぬ

實然世のちしめ十月十九日に關東分國并お掎伊豆
 赤百性の為年代貞を滅ぼしこれ代始し其民戸を
 至りめらねんしめ也とて元久元年六月十日讀
 書始^孝相掎槍中仲業為侍讀^{是より恒例}六月十八日
 新家^孝年^{此三果河に實然}十月坊の赤久細云信清世を治
 基^孝新^孝よじうんとて此連の氏士小上原^{梅より長時政實}
暫かこし一わんが小
とあより御基新をむし一あり十一月日東京の守護氏統赤
 司^孝胡^孝雅^孝を治して酒宴ありし小尊らとて白面山を以て
 保と争端の事ありしをを念の事しこれを和らむ
 二年四月十日鎌倉中靜ありし次連の事新集して

去奥をささるのふるまひし時ゆ又福元三府を成入る日比
 整^孝后^孝して衣靴ありし日時改めをよひし六段路を
 わてしあれりかしよひしをいひんれをあやしむる日
 二日ゆよりて群集の事大平海國とて六月廿日高山宮
 主保氏統より来るこれ福をうまうしむそ廿日牧江
 守おの娘の丈胡雅を主保うしめ小尊めこれしを懐り
 て主忠父子を討つしよしとてをい時改めし一毎時時
 房二人よいじし六ねらつて主忠治承より山来忠並
 とてにきし六新胡をを吹雪ぬひ後亂を護らる
 しよし一六段ありし人ありし一以新家の内方小

引くして河下よりふまをたれりうすまを保討ねよハ
むあはゆふ及りて京時と銀を出して途中うらうら
幣財の命を惜むよ似たりとあてはまきと陰謀あるに
似たり是は後車の戒也とて悔ひかくて安連の京盛
先陣よとらふと来る七騎まゝ小次郎とて戦ひむみさ
多く討ねて勝負しす決む申の刻よ及りて先甲三郎
幸隆うたふありてまゝおぼふ二葉まゝとて
後小自言一ぬ其二葉母の右衛門尉をえぬ
まゝおぼふと妻死しるや其三日末時並時以下
ゆりまうらう時改戦のゆをこふまゝ時まゝおぼふ余身親族
大略他方おありおぼふゆのま百作まゝとて謀反のゆ

しておそらとせしと一終はのためには謀殺ありしとやと
首を見ひひし小年比の事思ひ出さるて悲涙小盛と
しひまといふ時改戦のゆをこふとて一箇の時より小孫念中
又捨初と福毛入るま子息小次郎を主故棒谷守府を
頼と子太席室ま子次郎をまうたれぬは三浦義
村かすねと忠意をせしとたよりて討し也まゝとらう
しひまはま成法作の謀しふとて也牧四郎やと
首よりりて時改かめ入るまかくといひしとあは親族の
好を愛して孫念よを死ねりぬとあの子をこまゝとて
よ使して次次とてゆをさうちとや人の悲歎とてとふ

事あり

按ふるに時政又稲毛をこころしてまをを教て昆
を思ふ嫁さそめ仁田をこころして能自討し昆
を深やしりまをこころして

同七月十九日時政俊の出家を告げしに実

時をふ創りしとや日 五年九月十日のみ也二位の尼の許しり時政の敏

よつて家の河波局の因襲よる養時 はる 茂村の小養兼

よる好りしくをもれぬく河波局の二位の尼の許しりて十六日 の奉告長

孝の公の出身に備へりし事をいふにつき牧山言

の所をころに事おうしし事中小言公をいふにつき

めりの傳母ふまのみうしし事めて勝り出身ししを

といひし事おしりし事也て政村の許しり茂時の時光

ふして連死らる時政同事大うしる事河波局の二位

を討てかくてけりと牧山言うしる事ひしし事朝雅といふ

將軍といふ事也をいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

故う許よおいしし事也河波局の宗政浩城七位朝光三浦

を討て殺す事もいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

を討て殺す事もいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

を討て殺す事もいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

を討て殺す事もいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

を討て殺す事もいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

を討て殺す事もいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

を討て殺す事もいふ事もいふ事もいふ事もいふ事も

條より向は日右邊に於て於て於て於て

依て本之節を清野整綱後友方邊の尉基信小坂切

梅より小羽雅平實源氏新羅三郎我光十出川父我

信我於平治の難より及び於の起る小出及び

一族の上首より於雅父より代り我我も小出に於

牧師子の生於女を以てかきしう妻と爲し女を

多事依婿小いゆ京師も獲の長として右邊の

又位上昇殿をゆりしるわねも於我の後胤と

念殿とて早あしといひ一六時改てすしひり

いふ時改後妻も南といひ世を於んとすし

の存はあさしは於家の病を急あふのそ

男をさしひすし於家をも教てしる實於た

いふれよりあし次より一幅をうしあひ一時

十日う程又實於をを歸しんとすし幅うせ

其外程の友といふむい實於をさうりい

友そや又まをを教てしるわを時改り女替

いといとも人老並にしてわを我常天下に

那一時改り奸謀よくせん者小あしは

誠をうけて其孤よ二心ありわをさしひし

於の存想をさるるゆえ也福毛の至成也又

時政女婚也されしかまこ妻或ハ死一或ハ後妻の生
るふは此は時政のまこをとりたる事也女婚をとり合
う如くよあはれけのち八月十日宇治新田三郎新田源
友の事ありてはしては討ちを定りけしよかれ出
家してみゆらるる時うれしに馳來て陳謝しりけり
事やぬ彼も又時政の婚也かかきも時政も同言
力よ一守下りやも一時政としてこそ志をばせ
ぬその子孫のともも其死をのうれしとらハ新田家
子の事かまこいかにや思ふ事なり

十二月二日新田家の子若武二位尼のちのひりて是為別
當てる曉の事子とて今日彼を坊よりとりけ元久
二年六月十日若武忌禱十月九日実朝の糺子とせしる
二位の尼のちうひあり元元は本年十月廿百後泊國
建福寺の徳守馬持大の神小兒よ託して酉歳て有念
戦のよしとあつるにたてしと沙汰なりは実朝廿百の
曉合戦のひを愛見しよ今比若を侍たり虚言愛し
あはれはうらひいして彼社よる口と納る因み本年
九月廿百禱作の曉登壇之戒のしめ上居実朝依の侍交
とそとる糺子たる友之十月鴨を明雅經の奉りて个
向実朝よあふ事度し也十三日ハ新朝の忌日とて法華

昔より承りつ

事と申すも應子一秋の事とてむねさ苦をこふ風
建曆三年丙二月十日有千葉公成胤法流國行人等粟高
中河静房安念を捕て殺時よ送るも其叛人の申使
よりてい日彼法作ら白状して叛人ふふくして生捕るる
之中和田守所在處尉兼尚同公房を清尉殺らる同平
右胤長ふも存法流下總の山家入不法なる百二十餘人伴
約二百人よたふよと云國よ偽りて身をも死す
さよりをゆけやるる是ハ法流下總人自承小治所親平
去る年より謀反故左衛門尉殿の息尾張中務兼出雲若

を大將軍として殺時をころも一とて一味や一守之臣人の
中國回七房茂朝十日の夜叛人の衆をのろけ出羽橋の橋
敷る坊よむひて日來のものを指しとて叛逆の
罪のろけは一旦のろけもと安懐れ事終よあふよ一
とやと申家あふ一とてふ成於与りの事勿論之右の事
その難をのろけより素懐をとけあふ事存る事にあ
らば就中奉来交信の事ありいして死ををころよ一
とて教皇のれら逐電よとていふ実於けはを尋ね
よ信あり一奉来やや一ふ交信の事の志のり感一
ひてさや一尋出一一恩教を一一と信せざる又た目小

因入温河刑部公府兼守以新條をさるる一とてつて十
首の被ふことて在柄の神よこし子友友之祐をさる
と急務しと新退出さるるて彼奇をさるりてと急せし
感し強ひてと急罪をさるる也七日教人ホ多くハ配流ニ
月二日親平建極のわらわしとて子友友之祐
して百とて小親平之友兼所迄教人をさるりて逃
電よと八日孫念名丸の中園よとて御集志教を
以我盛げ時上徳行中尾よありしと馳参り今日
は對面をのつりてに累日の教功を陣して子息我盛
とまると急務今更に感ありて父の勳号によりて二人

罪を赦する九日我盛一族九十八人をくして急上亂も
事をも信じてと急の急度え中次より亂長はげの
法むしむいゆるされと教人令を清尉以親をより出
判友以村より急渡され禁獄にさるりて我時以を
傳て亂をも急傳して一族の急を渡りて父丸とて十
七日亂長陸奥岩瀨郡に流る十九日の庚辰申をさる
る一とて急令ある小親平及ひて甲名中とて急
急難のけしり小細細はは横山右急先時急我盛
許小親平の急り急急急朝光中とてめしと急用急の
急勝急を止るる也七日亂長を地在柄急あり急

よ迎ふ人々を召し今日我輩又條局小幡を
怒り取らぬ軍の道あり一族の取らぬ公の礼は他人も信
らぬよ彼地宿を継候の使里給ふと云ふは遠く
りぬは我輩の思ひをせり四月廿日辰長う地
を賜ひ親老家より川越屋代友を遊おしりり七百
廿席をめされ酒宴の時山内左衛門尉筑後守房尉
亦床中つもの物を非細きしを簾中より見給ひて極
よめされ杯酒を賜ひ二人は小余をおとす事通うん
を一人は飲入はぬよあふと云ふは又人帰屋の事あ
りて杯を懐きしと早出川守右衛門尉を房尉初巻の

新信ふとて常盤も等備あり我輩は終始をふし
てかたも引籠りて清き増於よ此乃の要方をうけ多
家せんと思ひしはぬよあふ実於月小對して秋の念あ
りて女房敷をよきしはぬよ初巻ありて和歌をよき
感度ありしはぬよあふと云ふは又人帰屋の事あ
ふ地取職を二紙よのきしはぬよ初巻退中してはぬ
信於の許より入るし実の信院と歸して杯をよきし
る所よ二人小童一人はぬよ我輩終つて尋しに二冊の書は
一族とよ小君を射うし又君よあふと云ふは又人帰屋の事あ
はぬよあふと云ふは又人帰屋の事あふと云ふは又人帰屋の事あ

所為違つ射殺せしめて逃ぐるむ彼に國を越して逃つて
去るに由るが處を射殺して懐をこころし川やうそ黒石のやう
てあるわしにきつていふ也古田自波盛年以由依信
人怪しむ是に誠なる神文を引清の事ある友也とて鎌倉
中志とた物語いかに廿七日之間を藤村公氏に便として我登
承久のいひ用志の事あるはたれたと実言を尋ねる侍小
入て葉因せしに志つてくして波盛の復原より侍小朱
とて違ふといふにゆる時えやうにぬけ出川に波盛年朱
の勤勞をかかりてしつてに謀反の公あるをいふに
たかりて子息をよむの男子別居してを具とていふにけり
と

伊智の人あり
その名は

氏に中をゆくわい波時互鎌倉に家入をいふにめは波盛謀
反じしに決るるをいふに甲冑をいふにわし映り刑於也
志をよと信使して世をさうとてありて終つてはよ
川降起をかきて恩義を信して也波盛上よあわしを
ねを波時とすわは侍ある人の男子細を尋ねしむたれ波向
せんといふに波中よいそふ群信するは波盛信はしと一切小
かまひしよとて小田に沈げしわ及しはよ中又月十日波後
左邊の射殺我登波家にて我登を波に軍をよせ在るを
見て波元を許しけくをとりし酒宴して人多くは侍小
りし小波元獨りたをたちてはよよある三浦平六は波射

たせ集於法華堂より召り給ふと従てあるあくし系より
又千景舟成胤一族々々として来る証書を國より下されて去
を有る我州唐元主皇太后の上は判を裁り給ふに申して多勢
を演るもむけらる我成法華を認むんとしり給ふ大詔
寒り給ひ申比浦并給ふ大詔して我州を福に去る大
字初我法古郡を遣り保大給比系三府我秀二務書を
あて我小は味言追散して事度小及小奉州小代命
以平と使して多勢の船は破して去るは海を
とて去る一といひしは實然小は難くわらるは我法流
矢のめよりたれ和回伊所は是の船は我成七とて後我

盛^七又府を清府我^七府を清我^七信^七七府を清^七又^七七人
もうしは奴我秀海濱よ出て多勢又百騎船六艘よ九系
安房由はたむく新左衛門尉我^七新^七新^七府^七今^七初^七盛^七
古郡を遣り保大給比系三府我秀二務書を
先^七又^七は^七言^七志^七と^七後^七よ^七は^七盛^七又^七子^七古^七郡^七を^七自^七言^七し^七は
と^七り^七給^七て^七海^七を^七り^七る^七討^七と^七る^七不^七換^七少^七人^七と^七あ^七十^七人^七七^七人^七と^七十^七人^七少^七月
今^七九^七人^七名^七利^七人^七と^七十^七人^七豫^七念^七人^七と^七十三^七人^七其^七餘^七世^七二^七人^七凡^七百^七又^七十^七人^七和^七
孝^七皇^七捕^七七^七人^七小老府首^七數^七二^七百^七世^七に^七言^七う^七た^七れ^七し^七は^七少^七人^七又
十^七人^七少^七員^七十^七餘^七人^七

東鑑を撰むるに去る年 建曆 十二月我成上総國司

能くもこれい我時やうては判を中納ひてわねを原
わくもは判をいんて百小い意一たり我整うまよ遊たり
い我時実形を様と我盛るるおよむひて我ひ一取
也我盛も如秘て其事を思ひる山いあうはととん
一我時度えお許し富ある今合さ一をううひ
てはらやうまをさあ一も我時家をさめは雨の
而を固て実形を我降よとりあしをじと保り一也
そねよま一一族して山をさま一と物ま一我
村流我心うう一うねた我時山ふよ入事をと得て実形
をとりね一い我盛るる家一よわ一は実形

の由幸之さおい実形も彼うた様を思ひ控ひ一と見
てこそ幸の十二月自らも福寺よ訪て我盛うあ
とあしね一ふとも見一うり又我村流我一族をす
て盟よをむして我時よ細一とれと流我と我時
を恨て身をちう月一我村う子養時又我時う者
孫時わうる小教うねり天の教意得うは中ふ
る一

八月十八日の子時実形南面より焼消人定月よ對て獨
誦ち一小せ時とわりよま女入希庭ををりうており
ふとひ一うと名のうは門外よむ名の比よ光おの松の

の如くありありその言を述べて其忠魂を懸念
し

建久三年十月十二日和国七左の傳教宗として教宗の子
祥休といひしを九たるよりして廣元と其家の
人かの一條ゆきの様子を説きしは祥休自書傳教宗に
けしむるにまじり月六日入る遠くは後醍醐天皇改元條にて死
ハ膝抱を患と也十二月廿七日御小仙事あり以常律作
作たりこれ實然也夜夜我を思ひしは本小祥休とて爰見
らぬ一友は四年四月八日陳和彌来る是亦亦小仙像を造
らるる之彼寺修養の日實然也其獨り實然をば其化の

再誕の世なりと謂見を信ししは又實然と云ふ事
て三拜し流石と曰ふは宋國皇帝の長をの後身我は其門
弟の後身たりと云建曆元年六月廿九日の爰より信を
人を見ざる其信のいひしは又及んで信すも出さるる事
六年の後和彌より小仙會ありとて信作の外他あり九
月廿八日實然と云ふ教宗廣元を招て右大御家の官位の事宣
下ありとつ稱し祥休はひきは是佳言を後流よ及りめん
との事也今予小仙と満路の次は歸を云ふ建也其家
中七角の補任と云ふ事ありしは一教宗かたむけし
とも是をてこそ誠を云ふなりと云ふ事ありぬといふ廣

元日は事をなすといふも古くは家の内時ほり舟
よふ下官あり當時との候なりまはむも存計也今切らる
をある事む大幸也長重已受職と見たり今は先表の
信を述べさうりさやる勲功もす満さや法國を策修
めふのもあは中細中ねよより治ふ標國の子す小あ次
して凡人よありては後あるうさといふて聖言袂袂のやう
とのまは治りむとあは度とて中誠とていひて九月小廣元
明と中の子孫の無き事を補ひ治りて治宿ふを修して
征夷將軍とてさる年小及て大ねを兼りてさる年
實然中より收ひぬては源氏正統は時編り年子孫

實然と死に
ノ廻リヌルヲ
宋ミ入テ禍ヲ免
トヒシカトソシ
モ是叶

お徳いふとあはくもて小宿職を帯ふ家筋を尋むといふ
の也とありていふ廣元河あくして退中して當時小が
いふ十月廿日先年の治宿音王山を治えんため宋より渡らん
とて宿船を作らる供との事さる千人を定らる期光年
のに哉時恭時影小治りてといひられはは本年四月十七日
和郷と違はるる宿船あり数百人をとて由比浦より
く見ぬふ年より申よむれとて治宿事なりは治宿の
さる宿船の是を海浦より治りてむねとて砂取
よねぬ月廿日公曉の因梨園城とてさる下官二位の子
治りて一病是別國の關よ補むとてため也はさる年ハ

明王院傍公胤の子にありて彼等に任ぜられたりあり十月
十日公曉を遷葬是別宮職と云ふ又富強のよしにてと見
後一千日冥宮に公曉居と云ふ承久記より三年丙申小
比おあり女の姿として行あふ早く身替くび糸を見え久
なり今こそは久とは志れられ六年六月廿日申の別小宮
居として大お油を賣の儀あり七月八日小由衣を始りて公曉
よ来りて我時次は供をせ次文をりてと来りてと云ふ
の及よ某作十二神將の内成神と見えに七年の油を賣を
事也明年の油を賣の時供をせと云ふ次といひ一うは九
日小倉々南山の方に一山ををりてと某作を安んずと云
ふ

時時房公茂の之れは正家人小民賦を費してその愁やと云ふ

小籠をうらむるの事をといひ一うは我時次は

江都一うは一は時次は

は自來る実をた大信よ信をうる七年二月廿日おて供出の事あり

ありは日吉伝
三入傳此等の時は廣く入る事ありて是れ成人の後後の

面小うらむるを云ふ次をうるは今廣くは林業にたたり

よあつは子細あるを云ふと来りて供出の目大お油を賣

の例よ似せは来りての中に服巻をめぐりてとて度後

威のうらせあつを云ふと云ふ文章博士仲章大信大お

よ歸る人來りて式ありて次といひ一うは是もやめらるる廣

元類は是れそあつやとしひしを仲幸必兼燭りして
はる事也として成の時と定むし公氏西條の候やよみ
川うらぬの候一節を括てかたきやよとして預ける又を
の梅をこえて

かこいふまゝなるに宿のぬきと新堀の梅をまをさるか
と詠して南門の北に小堀をさうりよあさ車よる下流
よ細さの柄の車のも形よ入を志して打をさる仲幸と
るうらうと木を造るてまをさる初ま身の樓門の入
ぬひし時我時美のやよ白木の傍よるしと見えてお終
みしれはぬを仲幸よ預り伊賀守一入をさるして退

出で神拜終りて退中ぬひし時石階の下よる公曉うた
めよ討れ仲幸もさうしてたり公曉実朝の首をさるおお
う後之徳中の因梨を下小谷の坊よるのくひて乳母
子の源を清尉として我村の將軍たるむしをよ命を
るこぬし子は泰村いし約若丸としてさつ中の中あり
しう友之我村の村を預るして西遊を志しむしとて
便を返して我村のつくなぬれ誅をさるしとて
りぬし族を招きて許定して因梨兵へあつてしとて
尾形六定系討ちして悪皮威の甲よるし難賀次郎の
下高後み人具しこの坊よる公曉八遊をさるしとて

しらの事の上りて我村の事の中しとせしにゆきあひ
難安組しを定京首を切たり水久記より後公曉と
あつてもうこうたれしう実より作し一説より其の後を
西の道にいふにさしより後しを西の山の上より
里にたにあつた人として教をよむ夜をよむ噂しつる事
果れしと身作しつるあつた人自葬る時公良より
一説をいひ首より思安抄より公曉のいふし首を葬
るしと

一山傳代々天下の権を司る事

二月十三日伝流り光上流六條美冷泉宮の因をいひ

の事をさし自ら世法橋全成の子冠太時元 時政如の 多勢
をさしめて駿河國は郡を構て東國を管領しつる
しを企てつて十九日二位尼の行として全産を清討行
規ふの行をさしつる時元自教より水久記より野冠者
いふにいふに海氏あはれはこそ縁念及もと成給ひしす
らめとのさうらり我時以事傳つて何條しつるものあり
さして行をさしつる攻らぬる事小あやまる事あけ
さして陳はらふ及びきと教く小戦して自言して夫ぬ
ま いふにいふに東陸の 記より不美末好 七月十九日九條左府道定家の子三宮九
下向あり 二 中一年を満て承久の記あり 承久の記後二

この事ゆゑ保曆の流すともよし一やうなれど義時うけ
けを遂へ事ともお威の勢小傍り一友也確かに茶
元依の力をかりてつわふ漢見ゆを福也一がごとくか
れ小一ハ藤枝馬子元男の親よよりて用明の皇
子宣徳親王子及び守全の大連を殺し一後治よ
宗峻を殺し一あつち一よりけり一切る勢もけり義
時罪惡のちを馬子よ執たり

義時死後二七は時小義時時房鎌倉よりは時中一日を隔て
義時二後元一見よ兼將軍は後見人を命やする是是廣元を
殺しては事替りたむむえとあり一小廣元元依のて今

目小よお様よ一世の安危人の鏡理治定て事也は時
一海治も一といひ一友也義時死也一後義時合身
亦討し一とて下向はとては時政村をこおす一政村は
母ハ伊賀守朝光の女也及小伴兼武朝忠光宗兄也政村を
後見として宰相中お実雅をよ軍とてむと謀りし
け実雅ハ義時之御服の女惜る也也義時小町とて若知
よる人あれは実しる一要人の外は是も一はとて物
さひ一してさるり世九日時房男押於御時登義時男
家統を時時友をよ添也一むおす一とておす一い
ふと二人さるりやち一をよ京作は人の鏡ある一とて

教の清きよきとせむと七月廿三日の仏事より三日の末鎌倉中
物志して光宗兄弟と我村の事と注来し又我村後室の事
とにては奉養と爲しとの盟ありとある如く是等事
泰時の如く兄弟愛と云ふ次との契物を神妙也といひけ
里み七日の御旨は七世の御事御集りは夕光よりかき付
よ二位の尾後河島針と云ふ我村の事とにてゆきはせし世
つゝあつた改村光宗の御事御集りは夕光の御事と云
泰時を謀りたりやび人の御事ありと云ふ人の御事と云
ふと云ふ事と云ふ事と云ふ事は我村の御事と云ふ事と云
ふ事と云ふ改村の御事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ
の事を計らふ事と云ふ事は我村の御事と云ふ事と云ふ改村を
改村せん事と云ふ事を思ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ改村
御事と云ふ事を思ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ
事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
村のために言ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
も事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ
かきし棋を遊ぶ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
たよは志願の御事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
て泰時の御事と云ふ改村の御事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

のち明夜の露初降の露も思ふ不也とて我村をめぐりて
我今若君をめぐりて春時時房一不あり我村も去別か
るる吹とてとらめをめぐりて宿宿老も悉く百集八日不
廣えうを病ふも一をとりて光宗も謀あつたぬた
一所相の上は実宗の沙汰も及ぶ一我時後室と光宗
も流罪たる一竹葉の罪科も及ぶ一吹とて百実雅
を上法也一む伊賀守房一の所朝の所光宗武部
を所宗我伊賀守房一と所光宗も是も流罪也九月に伊
賀武部也光宗改不執事職をとりめあ十二不の不修を
めとる一介叙隠岐入道仍西の然る也百も百日の此事

ありて廿九日不我時後室の尼修國也流小一と我時居
也一め実雅の我宗も光宗の伝流も流すも其時於光
宗も不宗よりとくに孫西も流すも其時於九月廿日
我時後室を男女の子よりつらむ種て春時二位尼も中流一
不也嫡子もつらむ種り一不いふも一に春時執権の
の身修不のものはあさつちもを修一た今言中不を顧む
一と事也といひ一も二位尼志をとり不感涙を流一給ひ
予嘉禄元年六月五日位下末奥陸也大膳也史太也廣元
年^{八十}中^三相也匡房も孫一臣代の幕一府もつらて春
改む十年子孫多一上田也河小次西國也末橋也

形波毛利海兵衛末の祖也

徳川に属せし累世に其の祖として新形をたすけ

六千餘別をこころと崇む徳川にありて我討をこすけ

て承久の謀またりこの人出陣の時ありしは何故の

一幡を教りし時かきをを候りて其のころをありし

我討の奸謀と云ふも其の常よりまきをかりて新をい

とありしと云ふに人を知るに新家のよきむしりの

小あつは新形小もむしりし其の事候多智れ

も又我討の事ありし玉海小形新廣元小あつは小後公

を以てしと云ふは新形小中の事也と云ひし事先

見の明ありし事

二年七月十日二徳尼平政子死し其の事元元年六月恭時

撰定武田恭時二男時実なる楊某小教する事楊捕

を以て謀せし事三年六月恭時卒し其の事楊捕

近江守職をこころと崇む徳川にありて我討をこすけ

新形乃子新形小あつは元後新軍よりせしる浪人位上右

少将たり新形二果して下向九果にて將軍とあり十八年比

て流るる天変の時よりありし事

禱の事ありし一説小実ハ小條職を治せし事

月経時妹繪皮姫を新形小の室とす

新形七果 伊年四月十九日

楊子修理時成ハ實元元年

六月廿九日て年より時成子

楊はもとに去年三月廿九日午時白虹

貫目い事よりして新形小の事

江戸病危急職をこころす石直博監時形よりつり庶飾
 四月廿日氏院の経年世桃枝九年四月十八日亥時より
 鎌倉中経初甲士群集廿日由由西家入小群来六月廿三
 日寅時故女院系系家中并丹親をこ経初廿日鎌倉
 中より経初よりにてつてを切つて面く由より来り時形
 方おゆく七月時形完全歸りしむ一卯時以後として
 但も若日定負来れとも一全に経後より元何或時より鎌倉
初時より子
 ありありしうし噴出奔故友を判しては故友を時形より務も
 こより光時形は通習をう時形を討んと謀る事案定と
 ころもといふ光時形尾法を時形編布の時長石直を又博監時
 業山は壯むれしつ四月以後又群来の士族をあく今日
 遠江修理重時幸病よりもて其家六月一日時幸幸十二日
 支那伊豆國と流しては七月子経後後時形より佐介弟
 子入る上流の門出の故也七月十日入る將軍新經上流は八
 日入流八月一日小流を人をめさる故宅若日光村彦渡り陰
 月とこれ餘年飯直の人也梅ぼりに光時よりいふこと
時形よりいふことをいふ候宝治元年
 別實元
 五年 正月廿九日羽城群死廿日由由流二月十日由由濱遊馬の
 ころ十二月流星十二日鎌倉中経初十七日莫標死廿月日具
 田城系系入る是地系来つ初り時形より許来りて長尾居て
 十日より子息我系と現より流九席恭敬とをいふつうしむこれ

子一族恭村の家より池田へのがつとを罷りて恭村へも罷りて防戦
ふ感の池田へつてかくしつ時給けつたとして実時として所守を
らせふ時時定を大ねとす時定ハ名利院人を大入及西の七所
取らぬしつとせしとを事と誦して妹恭村と恭村の跡と
おひる時給ををすて年別より所守より南ふわり
六恭村の南隣に火を放つ恭村光村亦法華寺より
てお給の親宗より自官よりあたる中を二百七十八人お給
百餘人ありけ申す所の番帳をゆりての二百六十人
外縁をうて罷りてつとをの奉て給ふつと次第の状
よ恭親宗司恭村能定宗司光村の今會中一家の中今
目己別己村出業より誦誦の託とす法華寺より法華寺
よよりつとをいひつと書よ光村を入る親宗の時任福定殿
下田の信方別て親宗の家へ給ふつとをいふ別の給縁よ
よりて後悔有給とてみいつと給を別と給ふ人知つとや
といふ其血の給を様とて又所守を焼んとしつとを恭村別
止る恭村を親宗の末代のおをいひ又小條外感して因外を筋
けし事を思ひつと一姓の決ふよりつと多奉のあつとみを
おてかくつとつとや定て後目小也合つとつと奉あつとつと但改
河恭司及他の人をつとを多く誦給つとつとひつとつとの子孫を
亡つとめいつと誦給の果して不承今死つと給つとつとつと

我其故をたゞし

文永元年八月長時卒^亦乃^又長時宗執持たりお授ふ小
何^{長時}時^宗長男武敏^時輔ハ其^宗宗として時^宗我^宗と^宗あ^宗い
波^宗隆^宗たり時^宗宗^宗家^宗督^宗の後^宗ハ^宗改^宗村^宗長^宗時^宗と^宗れ^宗を^宗捕^宗佐^宗し^宗
時^宗宗^宗の^宗男^宗秋^宗田^宗城^宗ハ^宗恭^宗成^宗と^宗も^宗格^宗勢^宗あり^宗し^宗こ^宗の^宗年^宗三^宗月^宗廿^宗日^宗
山^宗本^宗の^宗和^宗秋^宗會^宗に^宗月^宗廿^宗二^宗日^宗山^宗嶋^宗より^宗河^宗で^宗松^宗友^宗信^宗と^宗良^宗基^宗送^宗者^宗
として^宗護^宗身^宗あり^宗し^宗こ^宗の^宗山^宗河^宗治^宗よ^宗を^宗よ^宗ふ^宗六月^宗十九^宗日^宗時^宗宗^宗
の^宗山^宗河^宗治^宗あり^宗石^宗系^宗を^宗支^宗改^宗村^宗城^宗後^宗も^宗実^宗時^宗城^宗ハ^宗
恭^宗成^宗和^宗會^宗より^宗の^宗あ^宗い^宗日^宗良^宗基^宗山^宗河^宗治^宗を^宗よ^宗ふ^宗と^宗遊^宗覽^宗後^宗
^宗言^宗時^宗宗^宗入^宗御^宗會^宗 廿^宗三^宗日^宗山^宗河^宗時^宗宗^宗小^宗河^宗の^宗亦^宗非^宗若^宗山^宗河^宗殿^宗より^宗い^宗は^宗い^宗と^宗又^宗
して^宗死^宗す

は時宗弟入給ふ人々時宗の家ハ池原孫念中發初廿一日
近江山家入ふとせよあり事駈し七月一日山本山家入ふ
園を破り或はるをせり時宗の弟をさうしひ次小改山
南入給して二月小時をあく少師入る心甚信流判及入る
一木時宗の使として山本山家入る度服道の山本山家入る
出て捕り信ある者終り又人日午時又發初成時將軍承誠
後命を勝園の信本の定小捕り五女房の書を引らぬ福信
の山首途也廿日入給 廿七夜 捕らる小宗の山本山家入る
ねしよしよして之山本の後後山本山家入る山本山家入る
申馬石山本山家入るを下とれて信らるる山本山家入る

家系ありけしハ事定りぬといふ宗室上職 鎌倉小ハニ

子惟康終小ニ業ありしをまゝにハ六年十二月家古の牒

宰府よ来る七年正月小條時茂年十八年十月長時の子

我宗上流して小任より九年二月十五有鎌倉の馬場波

江の北方我宗の件小来り我宗做の南もあて時甫をう

川にれ時宗よりして中にハ必督せしを途公ありし中形に

一五也鎌倉して小條公時教時小縁をよて教する是を三

於十年五月改村年六十九年 我波加判たり是年 二年二

月と家古我宗七月は宗より是年 建治三年六月我波加

判を辞して是より時宗一判たりは年と家古ハ刺軍範文

虎ホ大我宗六年業河加判たりし是年 七年正月は時宗病

小よりて入る道果と果よりい日年是年 寶光寺といふ執持た

一年嫡子たも後从貞時すといふ家督とて外祖村田城外

恭盛陸奥より小江一殿を治より時國ハ波江して途公を

として呼下し左陸一流し一遊小教建治元年小南方より 八年

二月貞時お換りたりしを因らば年左邊の尉村細恭盛を

快うして恭盛の子宗系攝傍のありり者社系整ハ新

朝の連縁ありとして保氏と改め稱し村細のわう氏改めり

將軍の玉ありしにや十一月恭盛宗系以下の一族を白紙

皆く誅せらるるを二月終初といひ後頼朝一人を
後を頼り難保して果園といふ

按ずるも恭愍の祖父を誅せり及先世の浦二族を誅し

殺して子孫のため小謀りしを孫の代に一家を誅す又

果園恭愍を誅し其後又已れも誅せり故に天

の報應かくのこころなり也

十年六月崇光時利發貞時宣時を加判とす宣時ハ正徳
時高孫

元年貞時討ひて後守備とせりしを誅す伏見

即位あり二年九月鎌倉移初に將軍惟康親王御小

上原を八月十日自尋是故也

湯御りし御子細代樂とす御小とせり
立藤世に
年北六

貞時後深草院の子也今の御中久明親王を連て

以十月以下向惟康の娘を久明の御中とす永仁元年貞

貞時初て小條と崇光を誅せり流は東一也一徳西探頭

とし長門の探頭を誅して御中御の事を司り矣城の

おとすは崇光の時頼朝孫建治
九月よりい波屋に四月鎌倉大北長屋死一男小及

ふげ比果園忠も威をすつひ二男飯沼判官と父よあ

申時の人飯沼友といひ又安房も小任と果園驕の館に

飯沼を將軍とすむと謀る果園長子宗綱とくくも若し

ハ頼朝入ると飯沼を誅せり宗綱も飯沼流され

百止して安んずるにや。又龍宮にて上院（龍宮）に居るに、
十月に信光の孫を以て見孫を居我世及謀の事あり
て鎌倉にて謀せらる。又年貞時國へ使を遣し、中懐の
旨懇民の疾苦を問ふ。より年毎に遣し、又使
の先して懇事あるを貞時志し、より一む相の相志の
心快きて、中懐よりして使の懇事を以て罷り、
使百人餘也。又後法皇治りて人皆苦政を稱し、正安二年
八月貞時使を遣して後伏見院をおろして後二條を位よ
り、八月貞時入内して宗源といふ其曾作時（作時の孫）に讓職
又時村の改村の子にて長老たるは、作時（作時の孫）に嗣て執持判判と

む嘉元三年八月宗方（時村の孫）時村を教とてこれ作時時村一
人貞時を代とて執持とて、宗方作時と稱を奉ふ。又時村
を教して作時をさうとて、久明將軍の孫也と稱して
去を集めて時村を教討（時村）とて、貞時（時村）に譲りて、隆興宗方
と宗方又貞時とて宗方をさうとて、同類を七教と宗方
を作時と嗣て加判とて、む徳治三年（時村）七月貞時（時村）討
して久明親王を逐出、より子守邦親王を王とて、久明立
位元年（時村）守邦王のうとて、七年之、應長元年九月作時
討死（時村）七月廿六日貞時年（時村）一、完徳園守といふ執持（時村）為職
大宰判發の後、八年合て、北八年なり、嫡子とて、時九年（時村）

あり正平元年士伎頼貞の事あり二年資頼後基
下向の事ありは平十段米が軍惟麻費六十加磨を
三月の時入るは崇徳と号する余才九段を更崇徳が
職をゆつとありしよ名流の資頼は正平崇徳の家
して恵性といふ小條守時維貞執権となりてこの時を
承て奉を以ふ二年十月維貞卒元徳二年二月
茂時執権たり熙時の子九月高資頼の遠威甚しきよまを
この時を以ふ其一族を殺して保ちんとせし事あり
りれこの頼貞一流はして高資頼は深威あり元弘元年
八月帝尊皇に於幸九月高資頼帝をとりしむる世

正平元年二月源政(西平)八月楠成玄記り八月赤松玄
起り二年六月七日京臨仲時時益討れ廿二日高資頼
のわ小滅する高職十二年其後七年二十守邦が軍団
日入道して七月の年三十
三歳

按はるに小條九代とは時政頼時恭時時氏経時と
時頼時宗貞時高時をいふ也とれとて一統執の世
次を以ていつの時氏父は是て死ししより九代はあ
つと血統をいひていつ経時時頼父ありしと
是二世より九代はあつ次第八代ありしをいそ
九代はあつと中時政頼時父子は行悪者小論

権を概し奉りし和漢の朝は小先例あり其より
新朝より二世をばはるは我朝に於ける果報にや
る家業を始て去馬の権をとりしため稀ある
奉りやとわすはるも又使七郎次又大倉の下に不
こるをやみけむ中二とせかりそき一才海より一
彼蕃付おつとて他故を先とて法政をかたけ
こつちをさかすのこあつた親族無にあつては
さすともいすしめくる友位をさすものありしとて
つめてのまに奉り終りてぬるは天命の流るる
之七代まで保て奉りしと彼ら存意あるは恨不あり

といひの事一凡保元平治の事いふのみ
又新朝といふ人もなく蕃付といふ者ありし日本國
の人良しとありありといはれをよき知りぬ人の在り
く皇威の衰へ長編のわらふは悔とせむいあやほり也
我朝の昔を思ふはうく誠あるありけむ申しは藤
いふやとわすはるありしとわかれかたけしるは法の
いふれは及ぶ次む世をともかさねし
梅原氏の蕃付の
異母才政村小銀村く父の承をこころく法身にもちありし
後三年の後より小従五位下に叙しぬは藤原院景衡の後皇孫
すありし小右衛門の皇子後醍醐院をたていふす
又その新朝を叙し成放目をしたむ
○右田及權
うはるは蕃付執権の時信ありしと云ふしは蕃公ありし

一休庵をたて居りしは、泰時建立の事ありて、
功徳いかにやと同一字の休庵を建立し、ぬれは、世
安民後生に、宗子孫教旨の功徳ありしは、泰時佛
法を、神及て、查法といわれ、優劣ある、信こたて、神
道查法は、仏法より及ぶ、泰時笑て、一師、遠く、け
れ、い、あ、牙、を、小、歯、と、ふ、い、わ、る、事、あり、あ、ま、り、我、心
の、宗、廟、を、神、と、は、小、社、を、芽、畑、と、ふ、て、また、く、我、心
と、し、所、應、と、る、秋、津、剛、の、川、和、信、の、を、こ、と、い、ふ、事
多、切、の、大、小、よ、も、い、ひ、く、ら、い、く、ら、い、く、小、か、る、ぬ、時、を、求
む、る、よ、も、縁、あり、と、い、ふ、は、い、ふ、事、な、ん、我、を、購、て

休庵たてしは、いかに、小、か、る、小、か、る、今、休庵を、建
立、し、貴、大、ふ、て、國、の、為、に、一、く、れ、安、民、の、便、り、あ、る
次、民、を、苦、む、と、あ、る、一、理、世、安、穩、と、い、何、を、い、ふ、と、い、
世、を、治、め、後、教、者、屬、と、い、く、む、小、を、理、世、安、穩、と、い、
一、子、孫、孫、若、く、は、初、と、い、ふ、事、一、悪、い、は、初、と、い、
亡、い、初、一、我、家、業、た、小、く、と、い、ふ、事、一、た、一、
て、や、我、心、あ、る、ぬ、事、を、や、查、法、の、法、神、と、い、ふ、事、
休、庵、あ、る、い、う、と、い、ふ、事、一、天、の、ま、る、宗、の、事、
渴、け、強、く、信、法、を、れ、い、あ、る、事、一、和、信、
鎌、倉、よ、あ、る、は、政、の、始、と、い、ふ、事、一、後、智、の、人、家、業、を、

夫不媒ともありたむとて孫念を遣出さるり
後ハ孫念の信これ小とされて人を遣さず恭時切る
賢才ありし時頼代子建長を遣ししより孫念
中小お山として入るちとと数多作りて外國を小
ちを遣る事敷をわくは國の室又小貴一盜賊巻に
海ぬる民憂定意といひし小作りされ天討ちを建立
ありぬ事多うりて成おの身として切るる小成て
ハ玉を治る事難うとてち作る志ありしは川は海流難の
民を救ふ謀もありしやうけし
一 後醍醐帝中興は政勢の来

元弘三年 関東のい
正徳二年 六月七日は海流年号も長小は方ちと家

の官位ゆきのこととて先年配流のふり方先公家良家信

流西くも里上洛七月三日獲る良親王は入信征夷將軍

十月十日小島 村小島渡
右邊中 家を渡良も小あして是とて我

良親王 後村よと
時よと 自去たり信は洛城上野入道乃忠後見

三月廿八日成良親王 十一
兼お 孫念は下向りし利友を改由

我 兼お
後安 執る執執たり建武元年正月大内裏を遣する

元三年大内燒たり
ちよとて百六十年 安執を同防を料國子寄られ日中國の

地以所家への所信得る方ち一を執得るは時初る紙残

を物する 是我知
交抄の始 三月廿日深谷孫念を發して放す

籠は京小規矩線回をを記し河内よ去記りて飯盛山小

然り伊豫赤松の玄記にて立烏帽子奉小少いりるやと
似く似登六の挿うたあ小破孔立烏帽子八七居侍能子
破るまは流家八友小賈よやうるそのちま川大功を
當せらる是利法教之補ハ長花左陸中總たる以重教
よまに新田たる助我貞よ上陸播磨子自長教於よハ
越後玄教少補我助小波河楠判官よ播磨河内名和祐
者よ小同播伯者よ外公家友家小三國三國を治る大
あふ三三國赤松國をよは佐用居一兩を治り播磨の守護職
治りて
いふとあくは返さるる二月十日万里小波右房ハ出立あり
梅松浦小元弘三年六月一統り一六の川ハ法國小玉司

守護を定めぬ相雲宮を具置位小宅り一神實に同
出度りり一西重弘の執み教七及八番小多一ハ御相を立
願人として新変ふと歸して新よ仍る是は先代御方
のゆ法のたのふ也る年記小いまゆ。大儀小たわて記録ふよ
て裁許あり又霍雨と歸して七依ち兼光右田を吏判
友親光富教之舎人及と何ち御重小を名申として御
出ありて何右者のとく一長右雨を至れ新田の人くを定
及人として法家の忠子を諸番やる古の真度度を改て今
例ハ昔の新儀也朕ハ新儀ハ未承ハ先例ハと一と新儀
る新裁御ハ時ハかり記録決り雨を至る事ハとも出立

條時子同養を以て非我を中ひる編云朝小三友一夕
小改り法人の浮沈及宗代十と一或は先代滅亡の時逃来
る事又當時の一族亦被害の弁實定家の故を以て死罪を
宥れ又天下の法を以て安堵の痛を中ひる事
いと事案を以て事案を命じたる事記しは元弘
三年八月二日より軍勢恩賞の由法ありしとて國院
左邊督實世を上りて定家なる法法の勢功快を以て
けて恩を以て事案を命じたる事記しは元弘
時て彼に以てある事案の八奥小堀實小堀めて上國を
かたけりる数月の間に僅九傳人の事案を以てしる事

事案はありてやくして事案は事案小堀中納言左邊房
を上りてある事案を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
養小堀よりて親敵ありしと安堵を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
みす事案は事案の事案を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
て時よりして後九條氏親を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
よき事案の事案を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
の二段の事案は事案を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
親を親とて大御陰謀を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
一族國本宗風の事案は事案を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房
有法司友女友信事案は事案を以てしる事案は事案小堀中納言左邊房

しつら十條別の内には難と云うりの地も軍云に二の關
雨はあし先達もあしとあつて年月を送るる又難所
のゆほのためは都方つ左右のまじり決り雨を建てて
波宣の人は才学優長の御相雲宮記傳の法外記
友人を三番からち一月必す度のゆほの目を定るる
されと或は同奏より訴人勅許を蒙れ決り雨とて
う要候を治れは同奏よりこを地を訴人の貴もは
かりしやとに不候雨は甲人の治り付て國への勅止
時あり又思はは威威しやとりむ雨ををみせし一氏ま
としいし流産のまもくとあり或は香車此後小と

甲或のまじりのちと跳く世の世業時の地業をけく魚とる取留
とは是りあつて今のやとてとや世統の天下ありむは法
由の地はは家人の召奴婢難人のやとてとてとてとてと
あやあは思候もあまて一氏家は海の粒をとる世の中は
又あはしとてとてとてとてとてとてとてとてとてと
雪のし眼を合むは今のゆほはるは及豫念小ゆほを
ありとれは東國の中まはれ小ゆほ候して一京於しは夜
せとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてと
しとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてと
く天下をまじりせん事をいそとてとてとてとてと

家茂家水火の傳ふ元弘三年もくればより 建長元
年元弘元年以下の伝或は若くは新也一と世の中
人れを相つたよる傳おさかしく見一と小大儀を成
貞心成長年傳ふ敵をうけ打たる事なりと小
及一とも氏に附一軍勢數を志す原合戦難長
ありとて少く既小軍ありとて日ま川事を定んたれ
吾方の所とて中山辰一徳川の事なりと六月七日
大儀をたれとて一と氏の内定しせらるる事一と時中氏
おの西勢西下力局を結ぶ固一傳ふ軍勢二條大路小
え通して事の所大儀ありとて一と布とに敵をたれおけ
れとも氏情りやされれりたく敵を小ありと
之の張りの勢也一と十月廿百の戦西下内につれて
をともて家茂亦小居居たり御之朝常盤井辰一と
一なり家茂の事結ぶ固一なり之の内定の事をい
家茂の番危り多て勅令を奉りて數十人召取らる
同十月之をば細川清興も歎氏傳九て関東西下向
をともて内謀及ま実の敵意一とてありとて一と内外を
更に張り玉いしとて家茂よりも君を恨て流しと
流ふと内獨をともとて承る保曆日記よる氏深敵
友誼ありしとてせざる恩賞も似し其はは六路交

あつて故友も範回入我亦あ中も世の人なり也

今天下を亂し奉唯以貴族也左心者なりと為し不も信あ

り也又いらく元弘上洛の時も忠臣の事もなり三

河國八橋の時も忠臣の時も忠臣の事もなり三

女人あり云西子孫思事なり七代守中一とま

沈よい毎度合戦小出の時も風をひて示し中

しとそそて愛のしくに矢にたりそねりわまして

と信謀叛のりも正定て山形を序入るを去麻及忠意

の外五使しして先を以上徳福頼小信合合なり

近事よ云今もていさくそねりつまは事國東

頃立の時より因く上板を序入るハヤ初りなりや亦時

貞氏いよ山形の近事よを大守殿の上板かりに信

すされけるやそいふもそけり又いふ男をち

て河原合戦小討死しりりそそ

梅さるに梅ね福保暦る記の記もゆ氏家のため

回飾せしもの也さる氏敬啓して信三位小昇りを

激ふるされ三ヶ國の守護を信ふいさしてさる恩賞

もねりしといふこと大平記ハさる氏を信せし信を

我ちたるまふれハ保暦氏元年といふより以下ハ別々氏

の終況の執志ありしとつんゆ又ばさるめり

高氏をを叛臣と誣して征討ありと思はれ
事と別とを其いされある事と見えたり難きを究
のぼりぬら高氏と家代を奪むと思はれ事
年久しに高氏と家代見方におひのふ
けは家代自氏の代小なるもいふと使あり
六丁のころ高氏の父方に集りぬらた
勢を促るのふり朝家の代ために我をを奉られ
しはあしむかてさちのありさと思はるゆに
公家一統の代とありはいふもして故大將家の代
成とやと思はれしををまはとく誣しつけられぬ

述に村々として思はれしはゆらありしをよか
くありしむら小高氏とて其叔母して准原
けしやしをを帝つわふとひはたり
又按する小中興の初政意く後よるにさし次よ
のつねの時中興の業は創業よりはたかたかや
あまきたるは創業にあつた小家はくさうす
遠きの功をいふ也といふ功をさしはぬぬ
其家数百年もたかたか大屋破れかた
しをいふのころに修造せんとする事いふ
大坂の事ありいやくは小高氏とて

殺せりといふ事なすにたまたまあるに初務
実の人の位を布しにすにて朝廷の礼を
を後三院の位位の後いく布し初め昔小切と
いふ事なすにすにぬ布しぬにせたと小破の
時子やうて修造するを命のしに初務天下位を
小條九代おぼえて世を志し後六十好州の氏を
習を授けて其威を布しにすにたまたまこれ
おいて今を切の人の下に布しを授け藤を切
しにすにたまたまの位位を授け古に初務家のい
義にすに一代のいすに布しにすにたまたま

兼は基のむと破れしをやしてをすにすに
物を授けしにすにすにすにすにすにすに
しては布しにすに民の肩にすにすにすに
目を授けしにすにすに官官藤にすにすに
初務小切授けりて軍切ありし者小切らぬに
もれしにすにたをぬるにすにすにすにすに
たすにすに丸を授けしにすにすにすにすに
誓刑賞の二門をすにすにすに恩をたすに
すにすにすにすにすにすにすにすにすに
すにすにすにすにすにすにすにすにすに
すにすにすにすにすにすにすにすにすに

多少を論せしむるに下まくるのみをほりては
小と知を激せんし護良王の功なりふ及らば
たれに中しむる父のためあはれしむるも
そをわすれぬ故を以て中しむるに去ぬ
をもちて天子西別小が藩ありし時ふ
中しむるのちたはしむるを改して
幣を以て東國の木軍と改し
氏家小しむるに中しむるに
王家のほむるに中しむるに
中しむるに中しむるに

次の我員の功を大也はその巨魁をちるなり
さて是次は赤松那わしむるに
とまはしむるに中しむるに
船よふに中しむるに
す破れしむるに中しむるに
奥を中しむるに中しむるに
鎌倉に中しむるに中しむるに
中しむるに中しむるに
中しむるに中しむるに
中しむるに中しむるに
中しむるに中しむるに

さういふこと功多ある小似たれども事には又威か
たしとぞ思ふす天子孫小海印ふら川とれあひて
武蔵河の介よ流りし日小旗の介をさうぬ境を
を記せしむハこと功多事ふ及はるごとくあはれも
その事ハあし難しとやいふことさる氏の功ハ神と
こと不あることや亦さるごとく正敵のこゝにさるごとく
れ赤ねとちあしに起り天子孫とふらつりま
て宿多於小旗と事ハ外に難儀とすことさる川ハ
こと時ふらまひし日小旗ひぬつし時さるごとくまのあ
しりん及られければ事ハの志事成ぬこと打を信
ぬと思ひしこと常多小属とすことさるごとく

六波羅の亡びし日して七仕出ししことさるの戦功ハ
あしりたれどもには人を賞せしむことさるの功をさ
せられし事ハぬもやとれども又さるごとくあしり
しりしことさるい人の祖陸奥判友成康とすことさ
家の流しと保えのれゆと宿軍小属して一方のさ
ゆてさるり其子上後介茂兼ハ実は八郎の羽の子
にてありしことさるやありたれども曰く小條時政
と稱してさるしことさる親とす又小條とすこと
しりしことさるに保氏の一族の中小旗のしりしこと

けん平家の名をせうねんうめの大おとと成さね
りて世の足もよりいふ更なるも執りやされ
りその子成氏の時故う外孫ありいふかきしう家子孫
小をいふ久の何れと一方の大およなきとて其
子恭氏の恭時う外孫其子新氏の恭時う孫ありて時
氏と成のいふにしる其子家時又時故う外孫ありて
子貞氏も時う外孫ありけ貞氏の上杉三郎堵新三
とありいふ其氏並我のいふ系う外孫ありけ
かやく中條よ志いふ中川の源氏の末葉也いふ
はけ度七二方の大およいふたりはまは帝も奉比

けんこの事をいはる者ありと考りいふていふ
のえおとてのちるていふいふ系う外孫ありて
船のいふよりいふいふにいふ新ありていふ
いふいふも思ふれいけむ我貞のいふも同し源氏
の流いふいふけ人の祖新田成をいふ上西よりは是利
の祖我麻のいふにいふるいふは諸友の男我國の流
いふは嫡孫いふてをいふいふと新新名使の事ありて
いふは其代いふいふいふいふいふもあはし野國いふ
ついでして世もいふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふいふいふいふ

父子兄弟もねしは國の守護を怠りしことその常
位の名氏中い及ぶくは流石に位上を備へて備
應を兼ふねしは世をゆくこと代小大功とい
とねし人の功を強ふねしは小あやまり多しと
みえしは備しては備小功の常れ名氏ありし
うかひしは兼ふねしは兼ふねしは兼ふねしは兼ふ
しは兼ふねしは兼ふねしは兼ふねしは兼ふねしは

建長二年五月西園寺公宗謀反して鎌倉執
政北条時頼の任人國司兼宗室宰相光顯を殺して後
右衛門兼小國小太郎相模守時頼の任源西小太郎

鎌倉小むら小忠義のこしむけし軍勢を利して敵攻介
うは忠義成るは親まを伴ひありし七月廿一日鎌倉を去
八月廿一日氏内院退治のために出京正統元年建長二年
の秋の比ふ時頼謀反起して鎌倉に入ぬ西園寺成良親
王を討つむらして西園寺のうらふしは兼ふねしは兼
東國小むら小忠義將軍兼後醍醐天皇御使を兼ね
として征夷將軍小あやねて悉くハゆるさるるは兼ふね
夷將軍兼東八ヶ國の公宗を兼ねのりハゆるさるること
濫のたふすしは兼ふねしは兼ふねしは兼ふねしは兼
らは兼ふねしは兼ふねしは兼ふねしは兼ふねしは

さて京越(ヤ)ふれー(小)よりして(お)軍(兵)参(圍)り(り)る(は)生
我(之)勢(小)して(汚)我(小)屋(を)名(略)あ(る)小(より)て(海)道(小)
引(退)く(こ)し(と)す(つ)河(ね)川(水)を(流)り(て)合(力)を(加)ふ(こ)す
河(や)度(く)小(及)く(も)初(許)あ(る)旨(不)詮(私)小(あ)る(は)下
の(河)の(う)し(を)中(よ)り(て)八(月)二(日)京(越)を(取)る(は)は(は)流
と(家)と(も)む(さ)く(こ)の(敷)を(去)り(て)あ(り)し(に)皆
長(收)の(眉)を(定)して(供)中(り)と(河)矣(利)ゆ(て)京(越)鎌(倉)
あ(ら)ね(河)對(面)を(突)京(小)河(下)向(き)の(橋)を(依)夜(中)小(援
河(こ)る(橋)繩(子)管(根)山(お)控(川)片(際)川(よ)る(鎌(倉)小(玉
る(す)て(七)十(夜)の(戦)小(打)掃(て)八(月)十九(日)鎌(倉)小(取)入(り)す

凶徒(悉)く(自)害(す)る(を)報(小)軍(兵)見(才)鎌(倉)小(打)入(二
階)堂(あ)り(に)出(座)あり(し)る(京(越)より(供)七(年)の(中)小(勤
功)の(賞)に(報)し(を)報(ひ)す(と)あ(代)与(り)の(中)小(死(刑)流(刑)を
定)ま(す)し(と)い(ふ)も(君)を(殺)す(と)事(を)思(ひ)ぬ
者(そ)あ(り)り(る)京(越)より(人)を(親)類(を)使(者)と(して)罪(を)
中(こ)る(又)初(使)中(院)院(人)及(中)河(國)光(實)京(小)中(り)今(方)
東(國)す(み)や(ふ)し(む)こ(し)奉(天)殿(威)再(也)た(る)軍
之(の)堂(に)お(り)る(京(越)編(方)を(以)り(る)し(と)い(ふ)も
海(路)を(一)と(也)大(河)水(を)と(る)し(と)河(中)に(り)る(京(越)
小(中)河(水)上(流)統(一)と(し)て(下)に(在)る(時)に(て)天下(一)統

とていふ保正武略小しかり統元は年宗小西彦を
とていふ家系後貞徳謀成く小及とていふ運小しりて
今小安全也たゆぐ大敵の中を遊ばして実宗小西彦統
しとていふ涼西中より小しりていふ上彦を止しねと
按らるに正統記保曆日記大平記とていふ小西彦
の事を記すもいふ時小西彦將并に搦追捕使を
を許されたりしは之梅ね痛中いり向の事をいふ
れりしとていふに記しとていふいふとていふ同飾の
氏の子ふとていふのわふはを横りてりしとていふ
公家の西あやまらりしとていふわふとていふのあり

南朝紀傳小冬十月十八日とていふ氏細川河渡り和氏を以て
奏状をりしとていふ九月とていふ良親王并新田後貞宗
度を治ふる事記小しりし氏初物の上るおいとていふ
名をともをりしとていふにわして征夷將軍と稱しとていふ
依の事ハ初行をいふとていふ新田一族の細川一なる宗
西彦を考くは及の軍功の事にえりぬ切くしてとていふ
実宗を平けし後隠謀あるにゆつて追伐の室方を下
しとていふゆてありしとていふ小親房公の細川とていふ法
勝の慧慈とていふ人を下され事の跡を尋りしとていふ
とていふとていふ実宗とていふむとていふれしとていふ氏細川河渡り

して参状をばくく 拙書に参状の建武二年十月日と
日我貞の参状の十月日と記たり 正統記

小東國の志のすりふられしと云ふ氏而も不逞を以て謀叛
を起さずしつゝ一々建武二年十月十日條より我貞を
追討すつゝ一々参状をばくく別抄よりなれい東中務
初は保曆日記より氏由我海なる所の合戦より抄
猶て法久保系も志つるに故大権左の法久入下の中ふ
やありけむと云ふ氏保及の志を申渡して我貞を捕て
移すの申すしをさへして中將ゆり成て上野の事氏
子國あり は説
は也 我貞ふりあてけりしと云ふ氏上洛せばな
めて討ふと云ふ一を我貞ふ信りてしてと云ふ氏をばくく

実東勢をいばぬおつけ至一才しそと地業しと云ふ
氏初は小意して上洛しと云ふ小系於より因てい事をさ
一人ありと云ふや又由我東國の事と云ふ書小思ひてあ
ふられいさる氏上洛せば梅松痛ふと云ふと云ふ氏由我小信
をのく小信法者隆の歎ふを元行はと云ふ小我貞
討ふを給りて下向のりつと云ふ一かいたり我貞を國
上世守護殿をよ板衣庫福つ小信せしれ月意のた
め小國小下るわたり一後小系於何作の親許代官なる
いさる於より実東よたをねと云ふ人い又系於より
つげ下るる海なるよりの中東小減傍の事

てお軍と稱し又いふ東國の中をいふは軍堂に於
いてあるやうに後養状を授けらるゝあり又
右平記には我身下向とてつて東を指すべし
とこれに符合せし十月十日傳り小養状京師小中
と十月廿七日又別合戦あり正統記の記の
小養状をりて別ありてあり

同十月廿七日又別合戦十月廿七日又越河東合戦略東
を利ありて弟根小引退く日十二日弟根竹の中
戦官軍利を失ひて引退く梅松浦小を種小西
公根根小引退り水飲をりまりて要害として

河原より小仁本細川師重藤泰等一人百千の衆
を有る軍ハ先有勅使下向の時海法よりして
子事河原を由りていふは河原に於て今度の事
條に河原に小ありて改稱を西と我小西澤り
川原流人新表并近習ありて中平に
の寺に河原よりしてに 按するに難を平記小中兼代のと
も澤りいふとあり 海原の合戦難儀たる
命を預るれい我ありてもを也たし
小ありてはしに思はれ先きて法軍勢をいひけら
うと河原を急やるけん中山結城長沼をハ情止

らるる智武十條騎を先陣と定められ三月八日孫
念を按はるに自敵はきあり敵軍の後也 徳久義根の元陣小くさかり
て山合戦ありとてやとおもひし小島軍謀候も
我も飲小いたり其敵まゝるかりにて利ありとて
小島根山を敵て合戦せば敵軍もはく人小をやかん
事案の内也とて十日の夜竹下谷をこめてゆきを
まぢ居一懸小島田の原を大お少て是柘の神の南
の野小抱し一は味方の元陣山をとりて野小お少り
小坂の下にけり合戦し一は敵軍はしして引退くを捕
小島中て三十餘里追つたてて甚は赤くそ敵百人お少る

翌十三日京勢駿河小引退く

按はるにば武を實録とて一とてはを平能小島
氏中て一里を切て建長寺に介を止茂孫念小
向りて上杉伊豆守重能とてうりてはくし論有
書て引退きとあるはる氏勅小省とてしと
止茂の謀謀ありといとむしとめ小はくねるしとせ
味方の竹下依野山伊豆國府とて十日の合戦小打掃合
十三日小島大抱しにありて夜中より車邊渡河原に
おさすて勝さしとてしとめ小はく一十日の夜退るあり
くる後小をすしれよりあるは孫念小島均とて関東を

を西州はるし又一張たてて関東を令しりふも海
を京師の合戦大軍たりとるし一兵に於て西をあら
しとるるは四月十日海を向ひりふと云く延元元年

足利家出でハ
建永三年也

正月十日高氏於小入帝ハ敵山一遷幸因表去

火のため小やくる十日敵良親王ハ島顯家別小若て
依る本氏親多守城をおとす十六日園城守合戦
軍利ありしと云ふを敗りて破るる九七日八日合戦
高氏つゝ小利ありしと丹波入奔二月二十日山を
北山院小入所ハ日顯家親貞孫及小むうふ十三日橋山合
戦高氏由義貞の法きしと敗小自害せむと云く細川所

保作流て九別小部梅根痛小晦日の若守より合戦始
て味方破れてその日の夕小丹波篠山小流流をちる三月
五日松原小攻合戦しゆはありしと云く退て功をある
武略の道也と云く細川の人と赤松以下西國の衆を案内
者として先西流を去庫の勝小福と云くとして二月
二日小倉庫小部名あるふは先方の所教書小と云く
因防の大内長門の厚志云私五百艘小と云りくはは
新子と云く越攻合戦として二月十日倉庫をたちけり
一桶和泉河内の方をむりて西交漢小流日殺て
いふ思ひけん流小入て一歳引退り十日細川の人と云

小て国防をこの勢政上る小茂貞徳川の東よてを合
て戦ふ細川和氏の才教去徳もあふまに徳をさして人
るの息をつらゆるその意深く國をひそかに將軍の臣を
兼てやれるいたくは徳をやかりて敵小攻入をもみくも
ねて大功成りて志らくは徳を西國へついでに軍勢
の氣をもつせざるを七やまあむ若の目をももるは
まて上法あらん幾凡合戦は徳をさむる宿軍勢
は徳を先た門味音は是も小討はる徳あはれは朝敵小
似りり不詮お院殿の天子の正統ゆてはをあらはれは代
亡ひのち定て敵ももむゆりて志て院宣をす

トされて錦西族を先たてらるるにあり去年味方
利をきひハ大將軍西方小あり一有ふそれ小愈
流ひハ毎度の戦利あり一とねは運小ももて
西上流ハお遠あ一今西國より攻上るは流中の敵ハ大
將軍小向ふ一ゆりハゆりてをさむる一と再と云
をばく一ゆりるゆりには夜すとうりハ流河の西流を退て
十二日外別去厚小入りハ重戦ハ柱を福一と耶の標小流
をたていたにもたて向て命を捨つて西も存なり一を
將軍西國若部小あり去厚小西流りあり西時とうり
ゆりねとに宗流成時ハゆり小西流新もゆりる備後

頼小西忠乃下小三寶院傍心奥後初使として頼明院殿
より下さるるに頼をよもきて人としてよみたり今ハ頼敵の
後まゝに傳きて錦由緒をあへていふより西の大方小佐
をさされたるこそめてたり也
按ずるに後徳のころあはれ頼明院殿
を頼敵のまゝとあせり赤松園を諒
二月廿九日改え姓元と号して頼貞左中將小あつれ頼
右衛門佐よるさる相とさる氏ハ流は京下向の時京於より
頼中より入防してして西國ハ細川一旗播磨小ハ赤
松傳あハ尾法左衛門佐氏新をたおゆて三石の城小云
をさる傳中ハ今川安本ハ桃井園隔よ大内長つ小守
東よしてたのて宗徳大義目頼山陽あひり小守敵
今を妙蓮子息を所頼尚小みりて小業もして後業地押
頼兩氏敵のむすにて少敵の城を攻て妙蓮討れり
くらは溪の頼小業地中頼て頼浦河向の流業中業地ハ
城をあつてたれと傳小小近れ八代の城もをちの頼大友
司見身秋月傳中ち小ハ自害してたれハ九只悉く号氏
小属一又頼貞左衛門と頼敵頼れりとしてゆる頼小
國を頼りてして頼承を頼守府頼軍としてて頼
頼貞にハ十六ヶ國の宿願をゆるとたれとる氏近討の方
をあつて頼貞播磨小むいり頼兩傳赤小むいり
氏ハ赤松尾張頼敵のよりを攻て九國小ハ一更入道

仁本右衛門尉浦憲并國人亦をこめて四月三日寧府
をたつ六月有備後の勅小名て定めて軍評定を小
敷頼尚の意見ふりてさる氏ハ私由我ハ港一やま
ら多に定むる

按て多に古事記ハ以時四月百さる氏後徳小後
三日系統る一様敷の日小三賢院保正賢俊より
下りて後伏見院を四月十日小名一むび一未定所
らさるうちにあされ一院室をおまねりといふ
氏其又日の日小後徳をたつとさく梅松蒲の記され
を正月晦日さる氏京軍に赤員能はさるれ一時小

備後の勅小てお明院殿の勅使以後事れり也且本
古事記を考ふる小二月八日小名を落十三日小名
多に記すよつと一とみたりさるは名ををれり
時院室をせれて勅小名一一日小勅使りさる
に北見名小九州一りのちとて勅小名一
小費後生合を一あり一但錦旗をこさる一
と法西の味方小箱られ一事ははらと院室小
九既小お明院殿一院室をせれて一上の味方を
さる一とて推て錦の旗をこひよとさるが
一は是條時の謀小出一と云一たや

初て大田成経を捕重臣のため小幡中福山をあてし
れ我卿ハ三石を打撃て播磨引我貞ハ播磨加古川にて
備前兵部の勢をゆるけ之を引退源とするは伊を
参りしれハ捕を之を居下とれて我貞ハ力合とす
と也又月廿六日潘川の戦小幡足牙討死官軍越小幡
廿九日帝山つ遷幸同日官軍越小幡遷衣の曆を用
以後依見中二の皇子を仁親王を信小幡多中侍人とす
翌二月百系勢山一向官軍越小及十日小光教院
を重臣あり廿日合我晦日官軍系を攻て利を去る七月
十三日我貞系を攻て致す長年討死す

慶應乙丑

三〇〇九

意込

